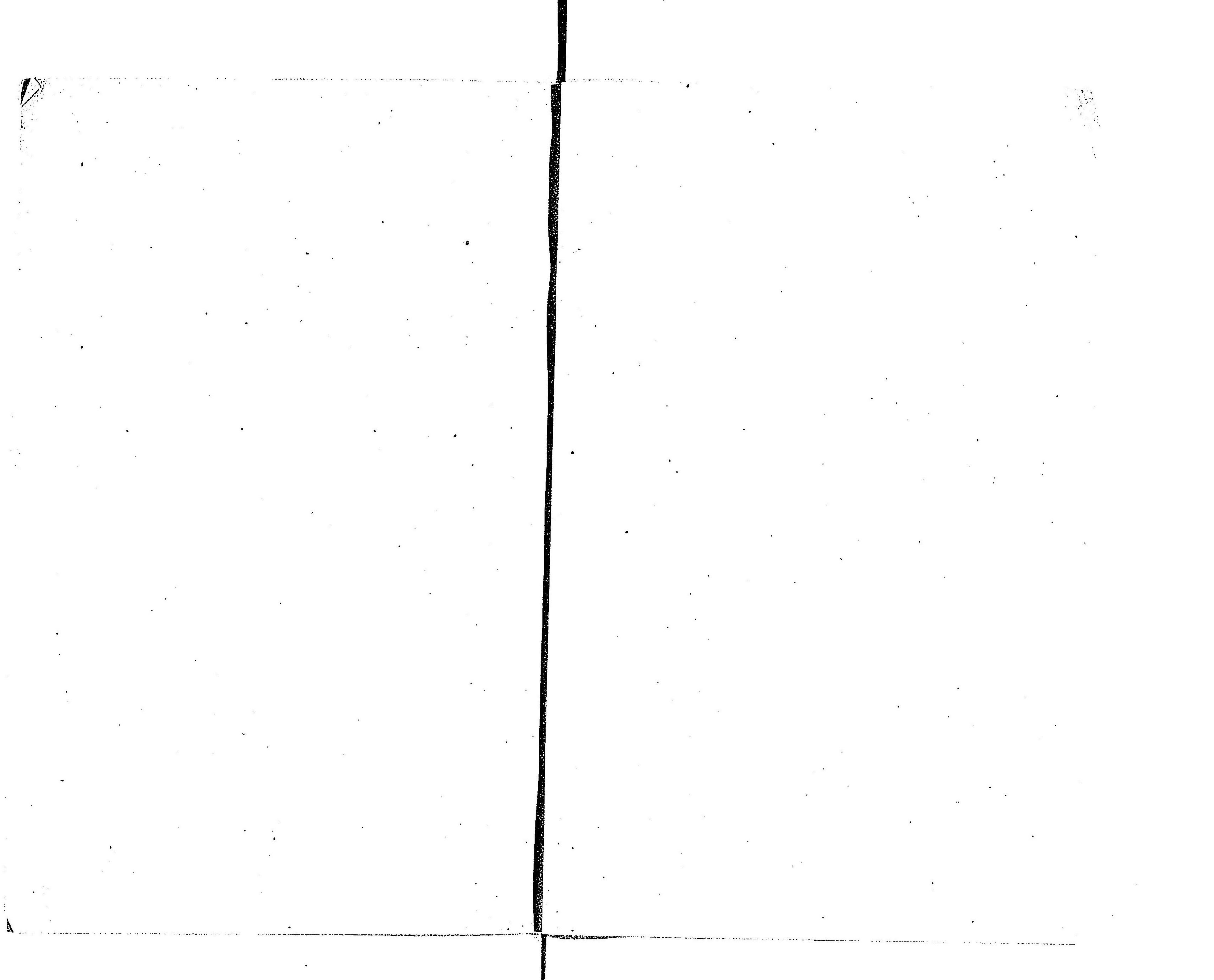
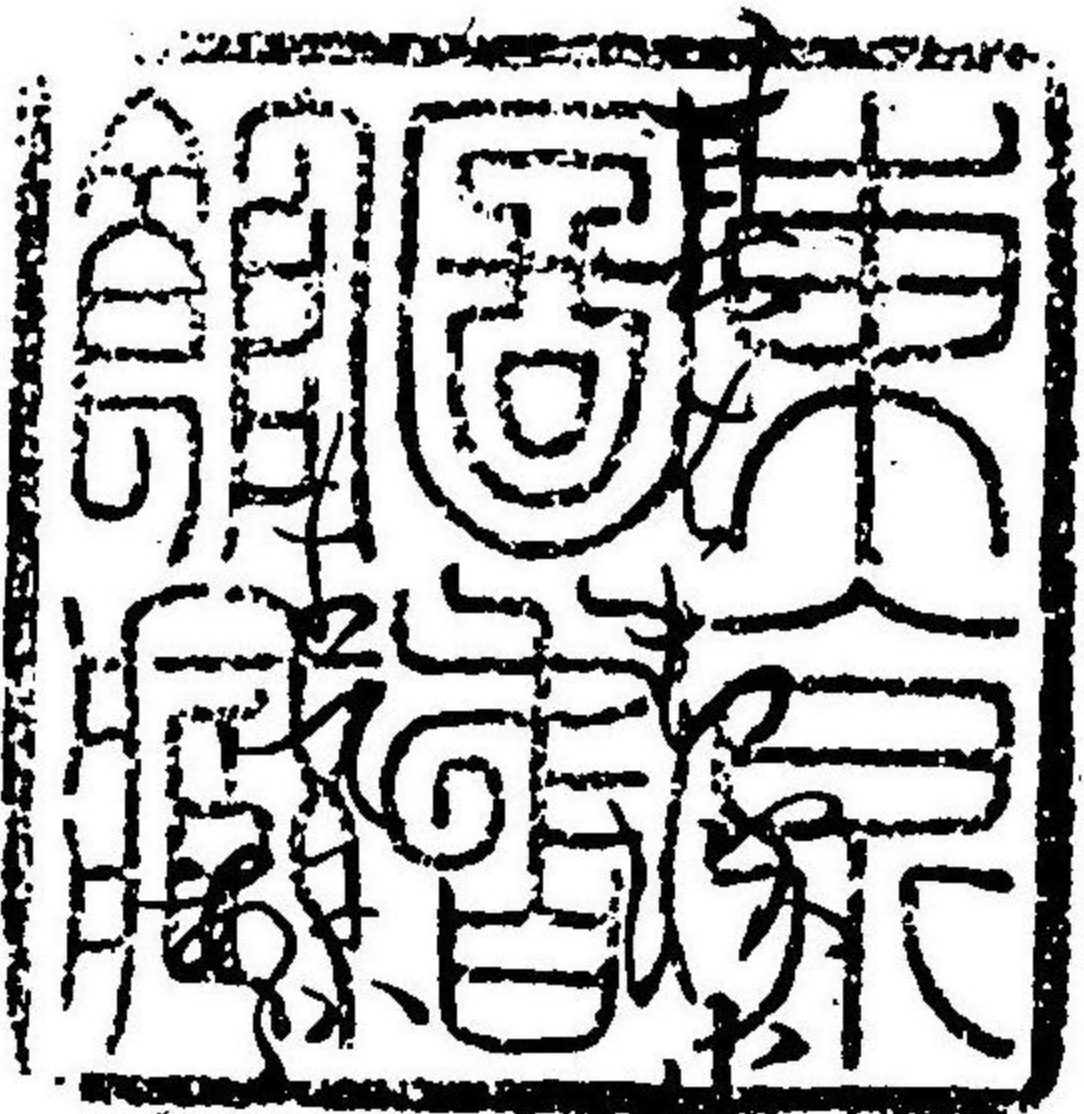


64
254

無關老師行業記



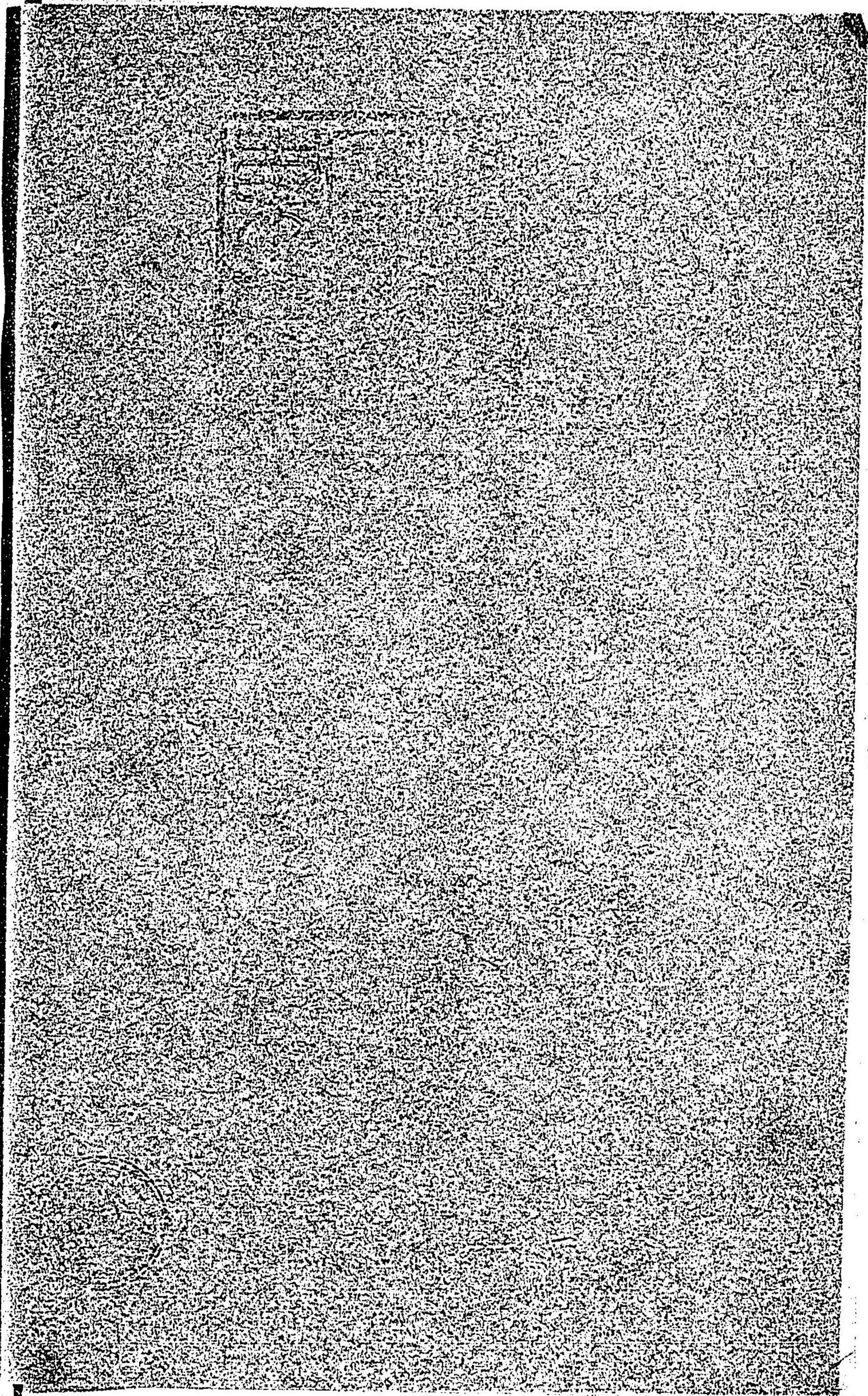
特 656



Handwritten notes in cursive script (sōsho) to the left of the seal, including characters like '乃' and '子'.

Vertical handwritten notes on the far left side of the page.

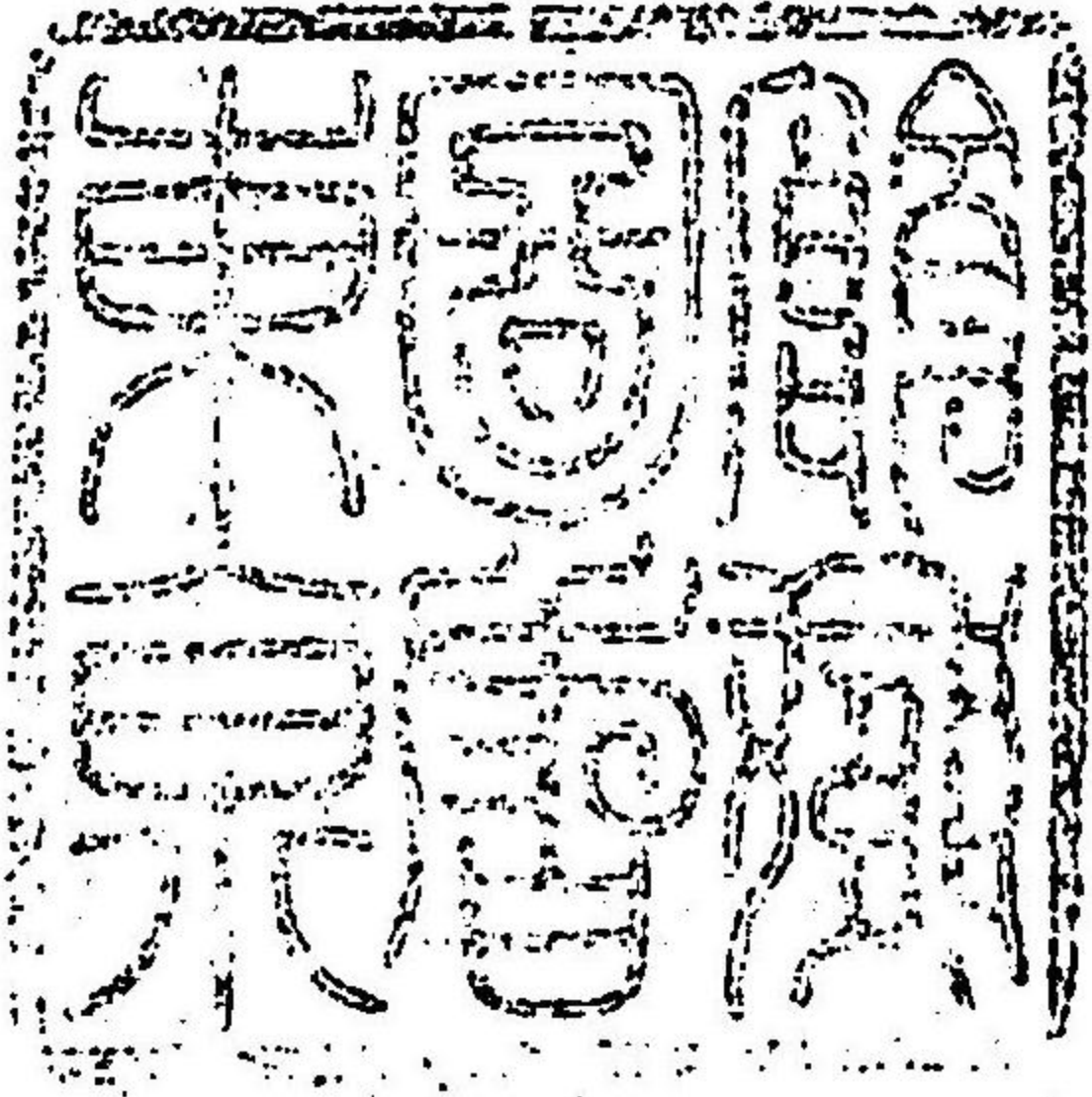
天保三年三月之縁光徳寺
十一日
書



坐金蓮之一大事。妙在一向專修契願王
意。彼行隨他雜善散亂心志。疑惑佛智者。
適培生死根苗之爲而已。幽公口稱三昧
單信無二不違寤寐。破邪顯正以成二利。
雖無生前勢位。而滅後德光已照天地也。
銅臭火宅僧。聞師之風威可媿矣。

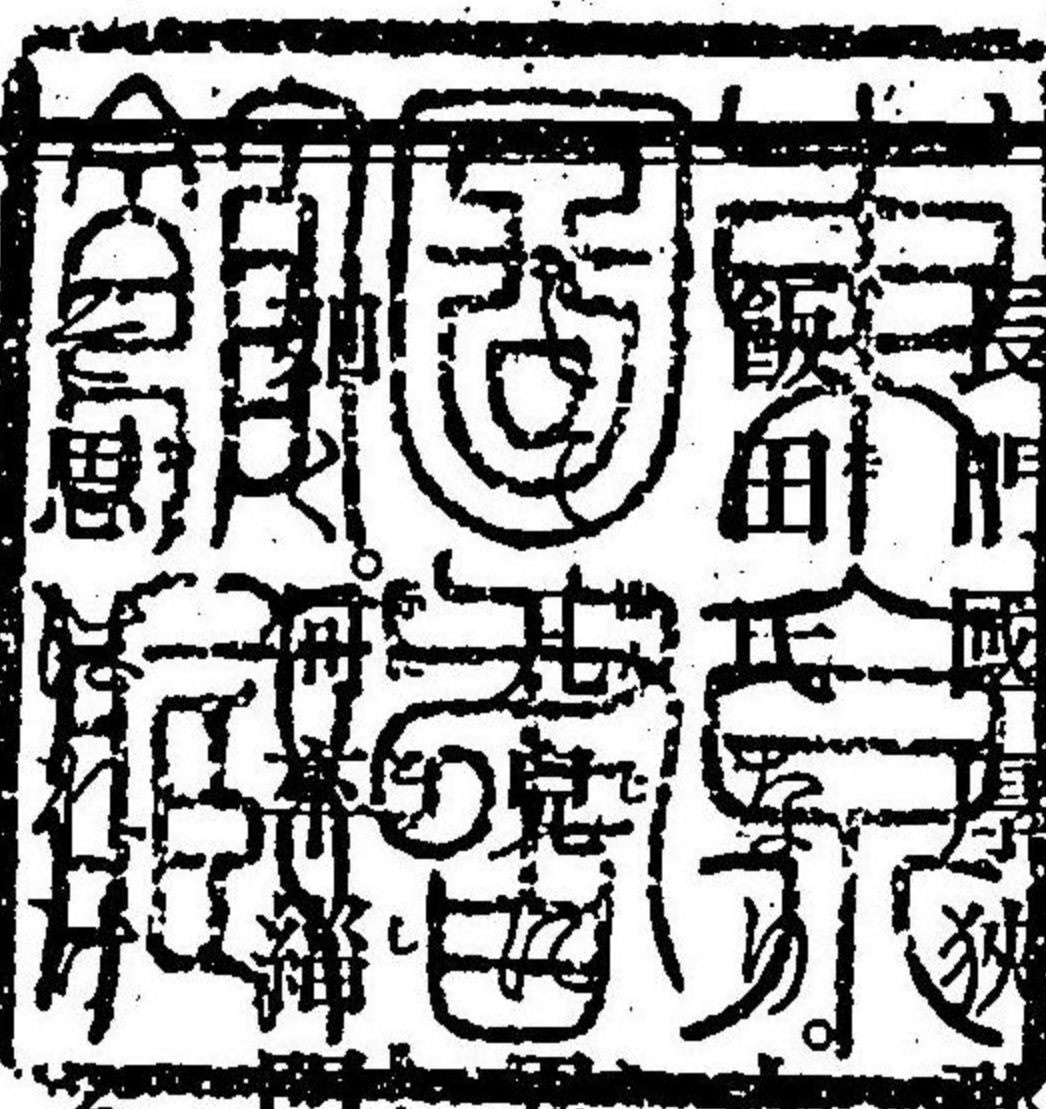
幽譽無關上人像贊

百萬遍六十二世孝譽現有謹題



無關老師行業記

師諱は無關字は察音立蓮社幽譽聽阿と號す。姓は伊藤氏。



長門國厚狹郡宇部村の士伊藤善左衛門友規の次男。母は飯田氏なり。文化六年三月二日に出生せらる。天資俊利に異なる所ありしかば。父母の慈愛掌中の玉の如し。桐蔭門に投じて。生死愛河の津梁にもなさばやと

(染 剝)

(誕 出)

同郡棚井村清泰山淨名寺第二十五主諦譽察善上人は。氣宇豪爽一方の知識にして。殊に其宗家なる伊藤氏の出身なり。一日師の容貌動作を察て。この小童頗る凡骨に似ず。他日定て一宗の法燈をひゞぐべき器なるべし。予教育し

て世の橋梁となさん。請ふ予以得させよ」と望まれければ。父母の喜び限りなく遂に其意に任せけり。文化十四年七月二日師甫めて九歳にして剃染得度し察音と名く。後自ら改めて無關と稱せらる。蓋し向譽上人の徳行を慕ひ。その無礙關通の芳名を採られしならん歟。それより内外の學科を教授せらるゝに師の天性俊氣乍ら秀發して未だのもしく見込ければいよく力を盡して教養せられしとぞ。當時同寺の境内にもと大内琳聖太子の護持佛なりし如意輪觀世音百濟國傳來と云在しけるが靈瑞最も著しとて古來二利の冥助と祈求し斷食念佛する者少からず。師

も先賢の轍を踐み十五歳の春一七日を要期して除去睡眠斷食念佛怠らず終に其志願を果されけり。斯りければ尊師諦譽上人を始め近隣の人々其妙齡にして斯く忍耐勇敢なるいと末頼もしき小沙彌なりと私かに感歎せざるものなかりし。當時師は報恩且記念の爲にとて細かに法華經普門品を寫して納額せられたり。其扁額今猶存せり。字畫雄爽にして頗る師の氣宇を徴するに足れり。文政八年八月師歳十七にして錫を東都小石川傳通院に掛け慧戒上人の室にぞ入られける。抑寮主慧戒上人は道氣卓犖内外博通當時の知識にして門下に行誠智曇等の龍象あり。所謂良禽選樹而栖名臣擇主而仕の古語に倣ひ。

師も此寮主と擇ばれしならん歟。斯る名師と良友とに親炙して。螢雪繩錐の功を積み博く自他の章疏を研究し。傍ら東條一堂翁の門に入りて漢學をも修めらる。同年十一月。同山貫主迎譽祐海大和尚の座下に於て。五重と相承し聽譽の嘉號と拜受せられしが。後所由ありて幽譽と改めらる。同十一年十一月。同山貫主功譽念成大和尚に就て。宗戒兩脉と稟承し立蓮社と加號せらる。師傳法既に成滿しければ。一日竊かに思へらく。當今の宗侶多は世俗の僧官とのみ希望して。大師開宗の本旨と體し吉水の淵源と汲んとする者罕なり。予もし長く斯處に止らば假令學業進歩するも。恐らくは彼隊中に墮せん。如

かじ早く此處と遁んればと。於是浩然學席を辭せられしとぞ。嗚呼師青年にして此道心を發起せられしと。是豈後世の法然聖ならずや。斯くて師は何地に依止して道行と策進すべきやと思惟せらる。美作國誕生寺は大師降誕の靈地に於て。殊に寺主察嚴慧顯和上は持律堅固の大比丘僧なれば。是れ眞個に予が依止すべき處なりとて。笈を負ひ錫を杖て同寺に詣り。入律修道の事を願はれしに。和上其芳志と感心左右なく許諾せられし。師大に喜び。爾しよりこの靈場に於て。一食長齋にして日夜念佛精修せらる。と終始一日の如くなりし。然るに或時師の道友某肥前長崎に住務して化導いと盛

なる由聞えければ。其化導の状況を一見せばやと。匆々杖鉢を促して。颯然長崎へ赴かれしに。惜ひ哉某は既に西邁して中陰の際なりし。されば師は失望少からずと雖も。せめては追善の別行を修せばやとて。暫らく錫を留められしに。同地の信徒篤く師の徳望に皈依し。其遊化を懇願して止まざりければ。師も其志に背きがたくて。一年餘同地に滞在し。廣く四衆を教化せらる。斯て舊里に還り。馬關豊浦棚井等縁に任せ請に隨ひて攝化せられしとぞん。

天保十四年三月師。豊浦郡栗野村昌泉寺へ晋山せらる。是より先き師は同郡豊浦乘願寺へ留錫せられしが。昌泉寺

主朗譽然了和尚しは。同寺に來りて。師の法器なるを察し。切に懇請せられしかば。師も有縁の地ならんとて。其意に應じ。乃ち和尚の附弟となりて同寺へ住務せられけり。是時自ら無關と改稱せらる。時に歳三十五。師もとより隱遁を旨とし。世間の榮名を厭ひ玉へる性質なれば。この時までは轉衣の事をかりしが。寺務の慣例もあればとて。同年十二月二十二日香衣被着の繪旨を拜受せられき。

是時に方りて所謂不淨說法なるもの處々に流行し。殊に接近なる阿川肥中等最も盛なりければ。師大に之を歎き七日七夜の別行を開闢し。毎年十一月八日の夜より十五

日に至るまで之を營み。以て邪正の簡別、專雜の細判等分
 明に提撕し。孜孜として正法を顯揚せられしに。肥中村の
 篤信者西崎某も師を佐け。終に其弊熄むに至れり。されば
 彼地の古老も「我等不淨説の汚染を洗ひ。専修の正流に浴
 する」と得たるは。全く師の高恩なり」と。今現に語りあへ
 り。
 當時大津郡大日比西圓寺主元譽法道上人は。岸洲二師の
 化風を繼ぎ。盛に一向專念の宗風を宣揚せられしに。は。道
 俗ともに尊信するに恰も眞佛の如く。中にも先住然了和
 尚は。皈向殊に篤かりしに。は。同年八月師に西圓寺へ拜參
 を勸められしに。師もと天資豪邁にして。敢て人に屈せざり

るの風あれば。昂然として申されけるは。淨土の法門
 は。三心具足して念佛すれば。千百皆生ず。何ぞ大日比參詣
 の有無としも云はんや」とて。頗る抵抗の色見ゆしが。熟導
 空二祖の隨自意を考察し。深く往生の故實を思惟せらる
 るに。彼三師の化風。全く祖意に契當し。能く其蓋輿を得ら
 れしと。と曉り。忽ち前非を悔ひて。謁と上人に上られぬ。爾
 來偏に上人に師事し。鑽仰年を積み。彌宗義の源底を窮め
 一向專念の故實を傳へ。自行化他一に上人を準繩とせら
 れしと。昔二祖國師未だ大師へ謁し。玉はざりし前は。法
 然房智慧深遠なりとも。何ぞ我所學に過んや」と高擧の心
 ありしも。一謁の後。は。却て釋尊の如く尊敬し。玉ひしと。

思ひ合すれば師の氣品もいと崇くぞ侍る。
 同寺の梵鐘甚だ輕小にして法要の便益を缺くと尠からざれば弘化三年正月其再興を發起せられしに檀徒もとより師の徳化に悦服しぬれば大に此舉を賛助して淨財立どころに集り同年三月其功を奏せられき。
 同年八月師の北堂老病危篤の趣飛報ありければ師は急ぎ舊里に至り其看侍に力を盡し自ら臨終の知識となりて往生の素懐を遂げしめられき抑師の生母飯田氏は性質端正精勤にして家政内外の事を執らるゝと殆んど五十年に涉り實に當家の柱石とも謂ふべし然るに恆に世務に忙はしくして未だ後世の營みをかりしが師歸國の

後は歸省毎に淨土の法門をば手もて引くが如く勸め給へるに其孝心や徹しけん切るが如き世務の中にも日課念佛怠轉をかりしが弘化元年正月中風に罹り四肢不遂し。三年間臥蓐を離れず本年八月十日頃より食餌も減少して終焉程遠からず見ゆれば其由師に報知ありしに師大に愕き急ぎ來て其病狀を伺はるゝにいたく羸瘦と極められし故師乃ち勸めて小僧侍御病體を伺ふに臨終も程遠かるまじ假令病苦はありぬとも強て念佛し玉へよ。苦樂昇沉の一大事は今臨終の一時にあり小僧も助音すべしいと稱へ玉へと徐かに念佛せられしかば母公も助音につれて意念に唱へらる斯て同月十八日の曉に至

り彌臨末と見ゆければ。臨終行儀とて、のへ師自ら引鑿
と打ち助音念佛せられしに。午前三時頃眠るが如く息止
りぬ。時に弘化三年八月十八日、世壽六十九歳。寶林院戒印
壽光大姉と號す。

因に師の父君の事を略記すべし
師の父伊藤善左衛門友規は、其性質直にして言語洪嚴。常
に公事に鞅掌し私産を事とせざる。眞に士氣卓立の人な
り。されば平素隣人に告げて言へらく「凡る人の貪富苦樂
は皆これ天の命ずる所なり。予天地の間に生れて何事も
天命に隨へり。されば予たとひ貧なりとも毫も天に恥る
所なし。予死せば必ぞ天に歸るべし。終時に其徵あらんと。」

而して其卒する及んで果して豫言の如くなりしと云。時
に天保五年十一月二日行年六十三なり。安祥軒瑞雲道閑
居士と號す。嗚呼、士氣卓立の居士として師の遊歴中に命
果し。徒らに生天を期せしめしはまことに惜むべし。若歸國
の後ならましむば必ず勧めて念佛往生せしめんもの
と師もいと遺憾に思はれしならん。されども居士は豫
言の如く天の感應を顯はせしに依りて見れば、正しく生
天の果を得られしならん。さればにや師も歸國の後、郷里
に病を養はれし際、病間に投じて法華經を一字一石に書
寫し居士及先亡に廻向し玉へりとぞ。抑師の本願念佛と
閣きて法華寫經と追福に供せられしは、頗る怪むべきに

似たれども。伊藤氏もとより禪門の家なれば其請願に任
 せられたる。將た生天者相應の作善と思はれし。或は
 左もれ右もれ師の追遠に篤きは歎稱すべきの至りなり。
 嘉永三年師四十二歳。斷然飲酒を禁止せらる。師も従前は
 世俗に應同し。時ありてはすこしく飲酒もせられしが。一
 時一信者其大漸に臨み。火急に十念拜受を請ひしに。師偶
 餘醺未だ除かず。然るに素より嚴格に佛祖の制規を守ら
 れければ。深く病人の魔障を怖れ。快醒して後。いそぎ其家
 に到られしに。病人既に不明了心位に至れり。師於是慨然
 慚奮して。意へらく。嗚呼。佛祖の制戒眞に旨ある哉。予平素
 に於て此禁戒を守らば。何ぞ今日の憾みあらんや。益なき

世間の人情に流れ。旨ある佛祖の制戒を忘却せしは。良に
 慚愧の至りなり。予今日より以後。斷然之を禁止すべしと
 決心して。如法に守られしとぞ。それ僧侶の酒類を用ふる
 とは。もとより梵網の制戒なれば。今さら云ふまでもなき
 と。ながら。教院律院の別ありて。律院は自身修道を旨とす
 るが故に。嚴に之を禁ずるも。教院にては。有縁化益を詮と
 するが故に。時ありては。世間に應同して。これを用ふるの
 例あり。又戒に性遮の別ありて。禁酒は遮戒に屬すれば。古
 來道心深き高僧も。間々服用せられし事ありし。されど師
 は。身教院に住しながら。此一縁に觸れ立地に禁斷せられ
 しと。所謂過ては。改るに憚らざるものと謂ふべし。

因に云。師晩年に及び。合併中教院と興し。縣官及各宗教導取締に交際し。眞俗の事務と掌らるゝに當りては。交際の方便にとて再び之を開かれけり。されば師の一遮一開は。皆是宗法弘道の爲にして。苟も自身欲情の爲にし玉はざるや。明けし。

斯く正見正修にして自行を勵まれしむば。其化風に感動されて發心念佛する者多かりけり。今其一二を擧げば。同寺の檀越に本田久太夫稱譽端道乘誓居士とて。資稟温厚篤實にして敬上慈下の行正しき者あり。一朝師の法話と聽聞するや。歸向の心頓に發り專修の志操いと堅く。口には晝夜稱佛と絶たず。手には恒に念珠と放たず。殊勝に

相續し居たりし。嘉永六年正月二十三日午時傍人に示して曰へらく。只今阿彌陀如來觀音勢至其他無量の聖衆降臨ましませり。嗚呼貴哉とて。高聲に念佛し。終にその聲とともに往生の素懷とぞ遂ける。

又師の同郷(宇部)に竹下義山居士なる者あり。はじめ宋儒某翁に學て程朱三家の排佛書と讀み。傍はら國學に志し。彼本居平田等破佛家の説と信じ。剩一莊周夢爲胡蝶栩栩然胡蝶也。自喻適志與不知周也。俄然覺則遽々然周也。不知周之夢爲胡蝶。與胡蝶之夢爲周與。と云へる語を見るに及んで。また一層瞑眩して以爲く。是固より周が寓言なれども。其理なきにしもあらざるべし。蓋し周が胡蝶となるも。

又雀の蛤に化し。鷹の鳩に化し。人の牛馬鹿豕と爲るも。到底陰陽造化の常なれば。何も恠むとはあらじ。故に予は周の見に従はんと。而るに竹下家は祖先より累代一向宗なれども。居士は毫も其宗旨を信ぜざりし。當時居士の友人にて篤く淨教を信ぜる末村某西村某。しばしば來りて頻りに念佛の教を勸むれども。居士頑として肯はず。安政三年八月某日。師元譽法道上人の代説として。同郷林某氏の爲に法筵を開かれし。おは彼末村西村の二氏は。これそ居士の邪見を破るべきの好機會なりと。誘ひ勸めて聞法せしむ。此日居士師に謁せし時。師は常例の如くまづ念佛をば勧められけるに。居士のいふやう「吾儕至愚なれども聊

亦自適の旨あれば。なごて佛教を信ぜんや」とて。頑固の角容易に折れべくも見えざれば。師は「然らば子の旨聞くべしや」と問ひ玉へば。居士は乃ち莊周が夢蝶の意を以て答へき。此時師曰。斯く子が堅く莊周の見を懐きしは。未だ本願念佛の易修易行にして。誰々も必ず修行すべき深義なることを知らざるに由るならん。其深義は後刻法席に於て詳に申し述べべし。まづ子に問はん。子の父母は俱に存生せらるや。否や。答。父は今猶存し。母は既に亡せりと。然らば亡母にはいか様に孝事せらるや。曰く。亡に事ふると存に事ふるが如くするのみ。師曰。ろは善事なるには相違なけれども。未だ至善といふべからず。子もし佛教を信じ

本願念佛を修して其功德を母公の靈に廻向せらるれば。之に過たる孝事はあらじ。子蓋そこの出世無上の大孝を行ぜざるや」とて復懇に念佛を勧められしかば居士の邪見頓に折れ廓然夢の醒めたるが如く容を正して申すやう。今まで斯る佛の大妙法のあるを聞かざるこの遺憾さよ。今既に之を聞けり上人早く念佛廻向の法を教へ玉」と。信佛の心内に發り歡喜の相外に形はれしかば師も大にこれと喜び善哉々々子が先非を改悟して本願念佛に歸入せられたるはまことに無上の幸福なり」とて深く其信修を獎勵さるれば居士亦感奮禮謝して退出しぬ居士弱冠の頃神儒及百家の書を讀しも其理淺薄にして己が神

識の所止を知るに由なかりしが一度師に謁して佛の孝順至道之法孝名爲戒と説き玉へると聞きて從來幽谷に滞りし神魂をして忽ち喬木に遷らしめらば今斯くわづか二三問答の慕下に邪見を去り淨教に歸せしかば居士が宿因の熱せるに由るべしといへども抑亦師の觀機説法の才徳に富まるゝに由るものぞかし。其頃元譽上人の化益遠近に風靡し處々の布教も隨て頻繁なりしかば時々師を擧て代説とせられける就中菽地の教筵最も多かりければ上人該地方の寺院に囑して予も漸く老衰にれよび菽地の法務何となく煩を覺るやうなればろとは無關和尚に委任せりされば和尚出菽の時

はなるべく寺務を操合せ精々聽聞せらるべし。必ず其益あるべきなり」とぞ示されける。
又或時師は元譽上人の代説として、厚狹郡高泊村西福寺に於て。一七日の間布教せられき。該寺は西山派の一宇なれど、其檀越に作花氏波多野氏等、正流篤信の行者少からざるにより、此舉に及びしとまん。
又某年八月六日(年號未詳)元譽上人より、其師承譽上人の賜ひし垂誠の副本一軸に、左の詞を添へて師に付屬せられたり。

此一幀の法語は先師の直筆にて、小弟へ授與の艸稿に御座候。他人ならば絶て譲り不申候得共、尊師の御生涯

は呈進仕候云々

八月六日

法道拜

昌泉寺尊師前

嚴肅篤厚なる元譽上人の、斯く師を許して代説となし、又至重なる寶軸を付屬し玉へる等、其信任の厚きと知るべし。是併らるの學行の他に超絶する所ありてなるべし。いと崇とき事にまん。

嘉永五年十月四日、宗嶺に登り萬譽大僧正の座下に於て、布薩相承を遂げ聽阿彌陀佛と加號せらる。

師昌泉寺に在すこと既に十六年、自行いと堅固に化益漸く遍ねかりしが、安政五年大津郡新別名村大願寺主徳明

和尚所由ありて俄に亡命の事ありしに。同寺の檀徒もとより師の化風を渴望しければ。擧て師の移轉と請へると至て切なりしかば。師も已むと得ずして其懇情と容れ。即ち昌泉寺を弟子靜譽湛然に譲り。同年七月二十六日大願寺へ轉住せられき。然るに同所も亦從來不淨說法流行の地なりしが。其頃大日比三師の德化により。稍專修の正路に向ひしむとも。積弊の餘習猶除き難きもの間々ありければ。師孜孜として。邪正の簡別より聖淨の難易專雜の得失に至るまで。懇切に教諭せられしかば。其教益虚しからず。終に隨緣雜善の迷路を出で。專修の眞門にぞ入にける。此事實現に彼地古老の口碑に存せり。

是時に方り。菽地の宗風萎靡して振はず。僧儀いたく衰頽したりければ。藩主之と歎き。萬延元年三月内命を以て。元譽上人を聘して。報恩寺と兼務せしめ。其積弊と矯正せんことを托せらる。上人其外護の厚意に感じ。其命に應して。即ち同寺從來の弊習と除き。一ら西圓寺の清規に準じて。寺則と定め。以て同地寺院の標準と示し。且常に蓮門住持訓等と講じて。僧侶の確守履行すべきことととも。懇に教示せられき。然るに上人老體且多病なりしかば。間もなく師を擧て其事と補翼せしめられしが。終に文久二年六月二十日同寺の兼職と辭し。師と其後董に薦められけり。是れ上人の推擧に出でしものなれども。亦師の菽地に因縁

のありし故をらん。抑上人の門下に其人少からざりしも。師を擢て、其後を繼しめられしは平素師を信じ玉ふの深きより。其將來を囑托せられんが爲なるべし。されば師の責任は一層増加せるのみならず。翌年六月二十三日上人終に入寂ありしかば。矯正の大任全く師の一身に歸せり。爾しよりこのあた倍志を勵まし。僧弊を一洗し。宗風を振起して。内は上人の囑托を虚くせず。外は藩主外護の芳志に酬ひんと。居常怠りなかりける。然るに世の治亂國の興亡は。時世の自ら然らしむる所にして。吾蓮門の如きも。徳川氏三百年間太平の餘弊を受け。僧侶多くは營世と事とし。偷安に流れ。興法利生に心を用ふる者寥寥

として。曉天の星も音ならざる容状なりし。然るに回復の時節到來せるにや。文久三年の頃。尊王攘夷の議囂然天下に起り。同年五月吾防長の士馬關にて兵端を開きしより。爾後海内騷擾。侯伯戒嚴の時勢とはなりぬ。殊に吾二州の如きは。翌元治元年蛤御門の役ありしより。朝敵の冤罪を蒙りければ。國內の人民はたとひ僧侶たりとも。國法を以て管外の旅行を禁止せらるゝに至る。於是吾宗の僧侶。附法傳燈の路絶に。寺院主職を缺けども。後董たるべき者なく。法燈も自然に消えんとす。加之青年僧侶は傳道成立の途なく。徒らに年月を送迎して。終身の方向立ざるを憤り。脱走東上して國法に觸るゝ者あり。甚しきは還俗して

僧法と亂る者さへあるに至る。師大に之を歎き。今は傍觀坐視すべきにあらずと。奮然扶宗の重擔を荷ひ。縱令粉骨碎身すとも。誓て法燈を挑げずんばあらじと。是より一身と宗事に抛ち。修學道場の設立。傳燈維持の計畫にぞ丹誠と抽でらる。

明治元年八月。外は藩廳へ理由書を呈して。學場設立傳燈執行の一日も棄て措き難き趣旨を陳述し。内は兩觸頭山口善生寺、萩常念寺と促して。防長寺院總代と集會せしめらる。幸ひ藩廳に於ても。師の陳述の道理あると鑒識せられ。更に其願書を呈出すべき旨。内命ありければ。乃ち九月八日と以て願書を奉呈し。同月十四日其允可を得られたり。

既に藩廳の允准を得られしかば。同月二十四日。寺院總代二十四名と。佐波郡右田村徳性寺へ集めて。後進子弟を育成して傳燈附法を行ふは。目下扶宗の急務にして。今日若しこれが準備を爲さざれば。二州の宗法日を追ふて消滅すべき旨を陳べ。復其方法に付利害得失を討議せられしに。忽ち多數の協賛を得て。速に其事を運ぶことと。定め。假りに同寺に學校(右田學校)と設け。而して師及阿彌陀寺篤信和尚を撰んで。兩觸頭の代理となし。以て其請願委員をらしめしかば。師は彌志を決して上京の準備をさせられける。

傳法相承の法を立て。子弟教養の途を開くことは。師の素望にてありければ。師毎月洞春公元就の廟前に詣で。内は宗法興隆のため。外は國家安泰のため。百事障碍なく速に整頓すべき様。尊靈冥護と垂れ玉へと懇禱せられけり。さればにや。國歩艱難に際せしも。非常の外護を加へられ。剩へ東西兩京とも。本宗篤信の諸氏西京には木梨某。東京には吉田某。正木某。野原某あり。要路にありて。其取扱最も優渥なりしは。げに不思議の擁護にもやと。いと貴く侍る。抑師の洞春公に祈禱せられしは。其謂れあるとなり。公は幼年より念佛の行者にして。殊に自ら信ぜられしのみならず。自信教人信の祖訓と守り。子孫に遺命して其信行

と勧められしとをん。

今因に其遺訓の文と記せば。永祿四年十一月二十五日。遺訓八箇條を作りて。隆元。元春。隆景の三子へ遺はされける。其第八條に云。

我等十一歳土居に居る日。念佛の大事と授り。當年の今に至るまで。無怠無量壽佛に歸命し。無上功德の御名と稱すれば。後生の儀は不及申。たのづから今生の祈禱にも相成候事と承る。實に一念彌陀佛即滅無量罪。乃至十念の謂れ。子孫に傳へて。おならず御疑ひあるまじく。これ我存念に候。おく申置候事本望不可過之。おすくもめで度穴賢。

明治二年正月百般の準備既に調ひければ。同月二十三日
旅行券を得て。二十九日萩地を發錫せられぬ。
翌三十日山口善生寺に着し。直に社寺局へ出頭して。上京
の旨を上陳せられたり。係官倉増某申さるゝには。今回の
一條は藩主にも上達し。藩簿にも記載し。花押をも添へら
れたることにて。藩廳に於ても特に重大の事件なれば。其
意得を以て盡力せらるべしと。國命いと丁重なれば。師は
まずく感激して。野納不敏といへども敢て身命を抛ち
て盡力すべしと。謹で藩命を領承せられけり。於是西京公
用人坪井某への添翰。乗船印鑑及本山への陳述書。同く呈
稟書等を領取して退局せられたり。

斯て告別の禮も濟み出立の期も迫りければ。師熟考へら
るゝには。予今年六十一歳に及び。殊に多病軟弱の身と以
て。斯る一大事件と負擔すとも。露命固より測り難く。且國
命最も優渥なり。此事もし成らずんば。則ち國命を辱かし
むるなり。亦何の面目ありてか。還るを得ん。されば兩親
の墳墓に詣て。今生の別を告んとて。翌二月二日山口を
發し。厚狹郡宇部に歸村して。兩親の墓前に額づき。具さに
其意を述べ。且親戚の面々へも別を告げられける。
又報恩寺將來寺務整理の件に付ては。是よりさき詳細に
書記し本寺及組寺の連署とも調へ置れしとぞ。師が今回
の請願は實に開宗以來未曾有の事件なれば。斯る決心に

あらずんば争ひ發錫せらるべき。
 同年二月六日佐波郡富海に到り篤信和尚に面會し萬事
 協議と遂げて同月八日同地を出帆せらる。
 それより海上十五日の風波と凌ぎ同月二十二日大阪に
 着船し二十六日京都に到着し三條河原町秋田屋に投宿
 せられしがその後四條寺町大雲院主的門和尚は大日比
 西圓寺の法眷なれば同寺へ轉寓せられしと云ん。
 翌二十七日公用所へ出頭し公用人某に面會し藩廳係官
 宍戸某井上某よりの添翰を呈し今般上京請願の旨趣及
 國內の實況を詳陳して本山への副翰を請求せらる然る
 に某いかに思ひけん先づ副翰を藉らずして出願せらる

べし若其必要あらば臨時修め遣すべしとて之を發せざ
 りければ師もはじめより固く請はんといひぬと聊遠慮
 して其日はるの儘にて退出せられき因に云藩廳添翰の
 要領は藩廳より直に本山へ副翰すべき義なれども何分
 遠隔の地にて本山の事情分明ならざれば公用所より之
 と發すべしといふにあり。

同月二十九日試に本山へ願書奉呈せられしに其副翰を
 併せ更に出願すべき旨を以て却下ありければ再び公用
 所に至り其情狀を陳べられ彼此の周旋に時日を経過し
 漸く三月九日に至り公用所より直に本山へ副翰を發せ
 らるることとなりぬ。

三月十日日本山へ出頭し兩役者(春長寺、清光寺)に面會し。這回上京の要件即ち學場創設、傳法許可の義を請願せられしに。開宗以來其例なき事件なれば。本山に於ても協議容易に纏りがたく。猶再三垂問の上にて。其日は退山せられけり。夫本宗傳燈の義は。元和元年吾宗制度確定以來。關東十八檀林特有の職權に屬し。京都の四個本山と雖も。之と執行することを得ざりき。斯く確乎不拔の定則あるに。突然吾山口藩に於て。傳燈を行はんとせられしは。時の勢止むを得ざるに。出るといへども。亦師が扶宗熱心にして。其膽量の大なる。及識見の深きと。よらずんばあらず。それより本山の垂問、師の請求。彼此の協議數回に及びし

かども。關東檀林の確答なきに。より。荏苒數十日を消費せり。然るに此事自ら宗内の一問題となりて。甲是乙非其批評甚た囂々たりし。斯く本山への請求數回に及びしも。關東の確答なきに。より。判然たる指令をかりしかば。師は華頂御殿へ贊助を請はんと。思はれけれども。御殿に於ては。御好身寺格にあらざれば。請願受理せられざる先規なれば。先其寺格を願ひ。尋て傳燈事件を願はれけり。其大意は。防長兩國の僧侶は。退て國法を守りて。蟄居せば。傳燈すること。かなはず。進で宗規を奉じて。東上せば。國法に觸れて。罰せらる。進退これきは。より止むと得ず。斯は出願に及べざるなり。何卒情状を

洞察し偏に賛助し玉はんことを請ひ奉るとありしかば。當時御殿職員に曾て聰敏の聞えある石田某は。師の請願の理あるに感じ。速に關東へ照會し。本年中には京都に於て諸國の宗侶傳法相承相成るべき様。盡力すべしと申されける。是れ六月二十三日の事なり。されば師も此一言を聞て少く重擔を卸されたるやう感ぜられしかど。猶これ豫想にして。未だ其端緒さへ開けたるにもあらず。よしまた豫言の如く其功を奏するも。師の本旨にもあらざれば。師は猶ほ心志を勞せらる。先きに上京ありしより既に五月を閲し。徒らに逆旅の窓に呻吟し。焦心苦慮せられし事は。實に想像するにほあまりあり。

七月十八日日本山の招喚に應じ。登嶺せられしに。兩役者(福田寺、春長寺)より防長兩觸頭への達書を交付し。且口頭を以て畢竟關東より確實の回答もなく。亦貴藩の賜暇も。はや餘日をきことにて。旁々事情大に切迫しければ。鬼も角も一往歸國せられよ。他日請願事件確定次第速に相達すべしと申し渡されければ。師容姿を改め言辭を正して上申せらる。れば。恐れながら御達書は返上すべし。其所由は當春以來幾數回となく請求せし。荏苒として何日も決擇の指令ありたるをなし。然るに拙僧不敏と雖も。聊宗門前途の爲を思ひ。特に藩主の命を帯びて。上京したるに。事少しも成らず。斯く不始末にして空しく歸國せば。何

と以て藩廳へ復命せんや。また何を以て幾多寺院に報答せんや。此義御洞察ありたし。且心に於ては毛頭宗意に戻り大師に背くにはあらねども。斯る上は身は最早尊所轄に於て復二光を消せし。明朝勿々發錫すべし。是亦耳底に留め置玉ふべしとて。生死告别と起んとせられしを。兩人急にとしとめ。貴意千萬諒察せり。いかにして歸國の路を開通すべければ。今暫らく耐忍して待玉へしとのことなれば。師も小不忍亂大謀との格言もあればと終に其意に隨はれしとぞ。さりながら師竊かに思惟すらく。斯る状況なれば。予自ら東上せずんば。恐らくは大事を遂ぐるのと難からんと。はじめて東上の念をとれとされける。

(障故外内)

吾防長二州は。其風土人情概ね同きも。豊浦岩國等の如き支藩に至りては。稍其趣を異にし。僧侶も亦其風に化し。和合海中一堤防と築きたるの傾きあり。されば今回傳燈の事件に於ても。該二藩寺院は左右と言を作爲して。其合同を拒まんとせしが。閏六月二十三日に至り。岩國寺院は總代兩寺の名義を以て。斷然合同なり難き旨を。本山へ上申に及び。又豊浦の如きは。終始左支右梧の陳情のみなりしが。遂に明治四年八月に至り。大乘寺主大承和尚。豊浦藩廳の添翰を得て東上し。増上寺及各檀林に請願して。豊浦に學林を設け。生徒卒業の上。各檀林へ掛錫し。加行傳燈せしめ。たき旨。其裁可を得るに至りぬ。斯く内れ支藩寺院の合

同を拒むのみならず。外には増上寺山内某和尚の如き七月二十日を以て。山城國某院へ讒信を通ぜり。其文に云く。「頃日防長其他國々に於て法幢を建んと願ひ出たる者ある由聞き及びぬ。こは維新改革の時機に乗ずる企望にして。一往其謂れなきにあらねど。願ふに畢竟惰慢の情より起れるものならん。是れ實に古來檀林結構の素意とも知らずして。濫りに定規を紊り。法燈を滅するものと謂ふべし。剩へ四山貫主まで之に荷擔し。又京都寺院にもすでに内應の者ありと。是豈獅子身中の虫と謂はざるべけんや云云」と。師此書を一見し憤激に堪へず。即日辨明書を認め誓言を附して。本山へ提出せられたり。今其概要を擧げ

ば。此度吾等が傳法執行を請願したるに付。或は新に法幢を建立するものとして。痛く攻撃するものあれども。こは其請願の旨趣と誤解するものなり。願ふ所は檀林には非ずして。たゞ子弟教養の學場を設くるにあれば。何の攻むべきとあらん。或は自國にて傳法相承を舉行せんとするは。惰慢なりとて斥くれども。是全く事實を知らざる推測なり。抑吾防長二州は數年來の國法として。管外の旅行を嚴禁し。管内と雖も諸處に關門を置き。印鑑を要するとして。附法傳道の路全く絶えたり。若し此姿にて奄然數十年を經過せば。二州の法燈長く絶滅せんこと昭かなり。苟も扶宗の心あらんものならんとして。傍觀するに忍んや。されば

とたび吾等の願ひしと。萬々止むを得ざるに出しものなり。且諸宗各々學林の設けありて。現に内外の學を修めけるに。何ぞ吾宗のみ獨り然らざるを得んや。又た、吾等を誣ふるのみならず。四山貫主までと云云す。これまた事の子細を知らざるものなり。其故は華頂今出川兩山の如きは門末の願書と受理したるものなれば。一分荷擔といふも理なれど。黒谷北山の如き。未だ少しも關係なきものを併せて荷擔と云へるに至ては。誣言の甚しきものなり。又京都寺院云々と。跡形もなき大誣妄なり等と。一々事實と詳悉して。其疑難と辨解せられたるは九月初旬の事なりき。

於是師斯く上には本山當路者の處分荏苒にして。國情貫徹せざるの障あり。下には宗内僧侶内外の妨あり。如かじ自ら東上して直接に増上寺及各檀林に協議せんれば。しめる時は國情もよく通じ。素望も速に遂げんものと決心し。即ち翌朝華頂御殿に出頭し。石田氏に面會して。有人の信書をも示し。此書に依て關東の情況を推測するに。畏れ多くも四山貫主及國君にまで。獅蟲の汗名と與へ。且防長一般の僧侶を目して。惰慢と誣ひしことなれば。此等の誤謬と董正せざれば。假令御殿よりいか様の申牒あるも。恐くは貫徹の期あるべからず。仍て野衲自ら東上して。此雲霧を掃ひ國情を貫かしめんと望めども。憾むらくは國

君賜暇の餘日もなく。又旅資缺乏の憂ひもあり」と。いと慨
はしく語られければ。石田氏之と聞き。其路資の如きは拙
者用辨すべし。貴納は國君賜暇の追願をなす。速に東上せ
らるべし。と快く答へられければ。師も大に感激して「吾儕
方袍圓頂の身なりしも。若護法の旗鼓をとりて。足下と中
原に相遇ふとあらば。豈三舍を避けざるを得んや」と。互に
胸襟を開て打ち語られしとぞん。

師は石田氏の賛助を得て。斷然東上と決心し。即ち公用所
に至り。木梨氏に面し。其理由を陳べて。東京藩邸正木氏へ
の添翰を願ひ。尋で宗嶺に登り。福田寺へも其旨を申べて。
増上寺及各檀林への副翰を請はれしに。彼曰そは甚だ困

難なり。其所由は傳燈は檀林特有の職掌たるに。剩へ當今
百度維新の際なればとて。昨年六月本山檀林の連署を以
て。舊規を尋ぎ更に救命あらせられ度旨。出願ありしに。本
年二月二十三日願の通り裁可せられたり。然るに今日も
し當山より添翰を發しなば。自然當山の懇懇に出たるも
の、如く聞ひて。朝廷及檀林に對し。不都合少からず。さり
ながら貴納東上して。親しく事情を開陳せられんは。隨意
たるべし。されば貴納の東上には。本山の副翰を要せず。貴
納一己の資格を以てせらる。方却て好都合ならん云云
とて。其副翰をいなまれしが。師は屈せらる。色なく「若本
山の副翰なきときは。公用所の添翰も亦請ひがたく。本山

藩邸の添翰ともになく。たゞ野納一己の資格を以て東上
したらんには。各檀林に對して談論するに由なし。且本山
愆愆の嫌疑の如きは。或はさるるともあらん。さりながら。そ
は野納に御委託あるべし。よろしく事を取計ふべし」と。問
答數回の後漸くにして。添翰をば渡さるゝことに決しぬ。
彼陳述書及呈稟書の如き。ともに國命によると云へども。
其實師の企圖に出たるものならんとの嫌疑は此時まで
晴れざりしとぞん。斯く事情の貫徹せざりしゆへ百事遷
延に涉りしこそ是非をけれ。

九月六日本山よりは。添翰を發せられ。華頂の宮よりは。這
回の東行には。増上寺宿坊及道中往來とも。華頂御殿無關

と稱すべき旨。尊命を下されける。師斯る厚遇を得られし
は。積年護法の結果と謂ふべし。斯て東上の準備も調ひて。
京師を發錫せられしは。同月十一日なり。それより陸路百
數十里と跋渉して。同月二十四日午後東京に到着し。増上
寺山内眞觀察に止宿せらる。

同月二十六日總錄所増上寺に出頭し。本山の副翰を呈出
し。今般東上の旨趣を縷述せられける。其概略に云く。當春
以來曾て請願せる傳燈事件に付。しばく本山へ督促に
及びたれども。始終關東よりの確答なきとのを以て。止む
を得ず徒然滯京せしが。既に藩主賜暇の期限も切迫しけ
れば。去月二十日阿彌陀寺本山よりの達書を持ち歸りて

藩廳へ呈せり。是まで御確答のなきは。畢竟吾國情の上達せざるによるべければ。其事情開陳の爲め東上せり云々と。

同月二十八日藩邸に至り正木氏に面會し。京都木梨氏よりの添翰を呈して。増上寺へ出願の事情を述べ。其外護を請はれければ。正木氏も快く承諾して。それは目今の時世實に好機會なり。勉めて盡力せらるべしと申されし。

三縁山増上寺は。一宗の總録所にして。百般の宗政を裁制統治するの所なり。其職員には南北役者として貳人の役僧あり。出ては幕府及諸侯伯に交際し。入ては宗政を統理し。其責任も甚だ重し。當時南には防州右田徳性寺の出身な

る念達和尚あり。北には長州豊浦本覺寺の法資なる專稱和尚あり。斯く當路の兩人とも。本藩の人なりければ。師も一層請願の便利を得られき。就中念達和尚は當時果斷敏捷の聞えありければ。師も屢對談して終に事情貫徹するを得られけり。今其對談の概要を摘記せば。師曰く「當春以來頻に請願せしも。絶て確答なきは何なる子細にや」達曰く「傳法には三百年來の制度ありて。容易に變ずべからず。故に來春の檀林總會議を俟ち。之を決せんと思ひぬ。」師曰「嗚呼何ぞ緩慢の甚しきや。方今百政維新。何事も便宜と計り。迅速と貴ぶの折柄なり。殊に吾藩の如きは。藩主自ら廳に臨み。廳員其左右に列して。百事の審判流るゝが如

く。いと速に裁決せらる。斯る時勢に際し。いかに出家方外の徒とはいひながら。遠く來陽永日を待ちて決せんとは。放寛漢とや謂ふべき。且府外の檀林としても。數百里を隔るにもあらず。されば亦外護の諸侯を蔑視するの所爲とや云はん。若藩主此所爲を憤り。不虞の政畧を施すことあらば。防長二州の宗法は全く地を掃はんも知るべからず。もし然るときは。本山檀林の法將は何の面目ありて佛祖に見えらるべきや。達曰。貴説宜なりと雖も。防長二州の宗法を維持せんが爲に。該件を特許せば。恐くは全國一般の宗規を紊亂せん。且防長は實情を以て願ふと雖も。之を口實として。續々奸策を企る者輩出せんも亦測るべからず。若

果して爾らば。防長の請願は徒らに奸者の魁となし。宗門を亂すに至るべしと。其言未だ終らざるに。師は聲を勵まして曰く。既に實情と奸邪とを識別せらる。上は邪を却け實を採らる。ところ至當の處置なれ。且夫宗法は昔に本山檀林のみの宗法に非ず。即ち一宗の宗法なり。然るを徒らに本山檀林の規則に拘泥して。宗門の衰頽を顧みざるが如きは。法の爲に取らざる所なり。等と。如此討論數回の末。漸く國情貫徹して。終に檀林總會議を起すこと。はなりぬ。

(可許願請)

十月十二日。師。増上寺の招喚に應じて出頭せられしに。別席に於て。北の役者專稱和尚より。大僧正及檀林總代連署

の決議書。即ち學場設立傳燈許可の證書及學林名稱同規則其他増上寺より學場へ寄贈の書目同資金等を併せて數々下遞し。且藩廳への倚頼書とも囑托せられ。又師が今般の勤勞を慰み。金若干及大僧正の親筆等を賜りぬ。さればたゞ年來の請願許可されしのみにて。宗門の爲轉賀すべきに。よして種々意外の恩賜を辱ふし。賞典にまで預られたるをなれば。いと歡喜の涙に咽はれしとぞ。實にこの日は吾防長三州百有餘個寺が記憶すべき千載奇遇の吉日にぞありける。師は仲春以來東西兩京に奔走し。百千の辛苦を嘗められしも精神金鐵の如く。屈せず撓まず。遂に其本志を達せらるゝに至りぬ。これ乃ち制心一處無

事不辨との意なるのみ。

檀林議決の大意

山口藩主護法の厚意を感ず。仍て無關の請願と探可し。併せて諸淨費と給與すべき事。

一傳燈師 淨國寺

一寮主 現有和尚

上下六人 諸費四百圓

一學林名稱 講學場

増上寺より講學場へ寄贈

一宗書 三十六部百五十本

一金 百圓

右檀林議決によりて。傳燈師には淨國寺の貫主徹定上人
 と擧げ。寮主には現有上人と選ばれけり。徹定上人は内外
 博通にして。方今檀林の棟梁と仰がれ。現有上人は學德兼
 備にして。亦當時寮主の泰斗と尊とばれ。いづれも他日本
 山の法將たるべき人傑なり。當時國政維新創業の際に
 して。東都の如きは特に眞俗の宗務多端なるにも拘はら
 ず。斯る法將と抽て。西陲なる吾鴻城に派遣されしは。檀林
 各位の吾二州の宗法と保護せらるゝの厚意。皆々感戴せ
 ざるはなかりし。

(見謁正僧大)

前件の授受既に完了せしかば。等譽明賢大僧正より面謁
 と命ぜられ。眞誠懇篤なる慰勞ありし。其清話の要領は貴

老も貴庚既に六十一なりと。予も亦六十有三なり。互に餘
 命幾許もなき身と以て。斯る時勢に遭遇せしは。さてく
 煩慮のところに。殊に師は春來東西に奔走し。萬般盡力の
 ことなれば。疲勞定めて多からん。これ全く本山役僧の不
 注意より起り。貴藩の事情貫通せざりしによる。もし貴老
 として頓に東上せしめなば。晩春にも其結果を見たるべ
 きに。物に隔てのあるは是非もなき次第なり。されども貴
 老の東上によりて。終に國情も通じ。請願滞りなく圓成せ
 しは。遷延ながらも大幸といふべし。猶將來振起の計畫は
 役者等へ協議して。よきやう取計ふべし。殊に西海の宗事
 に至ては。篤く貴老に囑托す。云々と。大僧正の切に宗門を

顧はせらる。其一言一語、扶宗の精髓護法の要素ならざるはなかりしかば、師も其芳意を感戴し、謹で國內の情況、學林設立の趣旨等縷々陳述し、厚志を拜謝して退出せらる。請願既に成滿せしかば、翌十三日より處々の舊識を訪はれける。中にも過般山城の某院へ讒信を通ぜし某和尚へ面會して、詳細に藩内の事情を辨明せられしに、言下に其輕率を謝し、爾後格別に懇親し、師西歸の際にも遠く見送りせられしと云ふ。師の博愛にして毫も私怨を懷かれざりしは、もとより、某和尚の一旦其非を悟りてより、翻然師に昵近するに至りしは、公義を重ずるの精神洒々たる

の胸裏ともに仰望すべきなり。師滯京中、大雲行誠、徹定上人等の法將、屢來訪ありて、種々法門の樞機、往生の故實を談論せられしが、師の辨論頗る快活にして、能く其理を盡しければ、いづれの法將も其卓識なるを稱揚せられしと云ふ。法兄正道親しく之を見聞して、師の學解かくあらんとはと、獨り驚嘆せしと語れり。同月十四日より、録所或は藩邸等に奔走して、傳燈師の招聘、學林設立等に關する諸件の照會に幹旋せらる。是より先き師は西京に於て病に罹られしも、請願大事なればとて、強て病を冒して東上せらるべきよし、本國へ聞えければ、正道は師が老體病後の身と以て、一人の東行覺束を

しとて。急に旅装と整へ。藩廳の許可を得て途に上り。漸く
本月十七日恙なく着京せしむ。師も其孝心の深きとい
と感賞せられき。斯て師は同月十九日藩邸に至り。請願成
就しければ近日坂途に上るべしとて。告別の禮をなす。且
増上寺より喜捨を蒙りし書籍等の運搬方に困じ居れば。
何卒藩邸の公事に屬して。廻漕の勞を煩したき由望れし
に。正木氏もいと輒く諾せられ。同二十二日會計係へ托し
て送られたり。藩邸保護の厚き該事にまで及びしとは。實
に感佩すべきの至りなり。

同月二十一日東京發錫の素志なりしが。二十三日中宮東
下増上寺御休輦の公達ありしを以て發錫を延期し。二十

三日大增正へ告別の拜謁。二十四日諸舊識に別を告げ。二
十五日彌出立せらる。

同月二十七日鎌倉光明寺へ拜參せらる。これ増上寺より
囑托の事件ありし故なり。然るに同寺の貫主。深く師の老
體を厭はむ。只管法の爲に盡力ありし事を感賞して。いと
丁重に待遇し。固く一宿をすゝめられしむ。師も其懇志
の辭みがたく。其夜一泊して翌二十八日歸途に就かれた
り。

十一月六日。富士川赤坂の交に於て。圖らず篤信和尚に選
返せられき。是師が東上の届書藩廳へ達し。又七月中本山
より。藩邸へ送られたる回答書の始末に付。藩廳より嚴達

(京西)

と以て斯は和尚及心光寺學隨和尚の兩人を派遣せられしなり。師は其趣を聞き亦東京の結果とも語られしに和尚大に歡喜して既に爾らば予も俱に歸國すべきに學隨氏一宿先發せしを以て此義を知らざれば予はこれより氏に追及して此由を告げ後より俱に還るべし師はまづ西歸し玉といはれければ師は其義に従はれけり。嗚呼當時國事多端の際斯まで吾藩廳の配慮せられしは其護法の深重なる仰て感戴すべきことなるにその政略の何たるを知らざるの徒動もすれば長州は廢佛なり毀釋なりなど。道聽途説せるは抑何等の顛倒ぞや。

同月十一日西京に到着し直に華頂御殿へ其旨を復命し。

(着)

再び大雲院に止宿せられ翌十二日宗嶺に登り増上寺及各檀林よりの返翰を奉呈し國情貫徹請願成就の旨を復命せられき。十三日已後數日の間は本山より吾藩廳への回答書を待ち其他歸國の構意に費されぬ。二十五日本山より藩廳への返翰及呈稟書の回答を得られければ即日大僧正へ下山の暇を請ひ又公用所へも歸國の旨を告げらる。

其呈稟書の事項は當時藩廳宗法扶護の深志を徹すべきものをなれば因に其概要を記す。

一總本山と申す事に候得ば宗派一般の事は兩國一統に沙汰相成事に候哉。

右は知恩院は海内之名藍一宗之本寺たる旨。御宸翰且宗祖徽號之。敕書猶一派之官僧。都て當山より奏聞仕候得ば。支配は勿論之義に御座候。但指揮之儀は。各國末寺へ屬し候寺院は。其本寺より及沙汰候。一都て宗門に於て。即今御政事之助けと相成候廉は。孰之事に候哉。

右は宗門之立格。素より勸善懲惡は佛法之大旨に基き祈寶祚延長は。王化資治之道と踏み。勸誘仕候は勿論に候得共。宗則之扱方粗別紙に書記し御答申候。

一同宗派之法要等。在俗見聞之所區々に相見に候。此等

は其譯有之候哉。

右は説教要略門修行方儀門等。其餘僧者之上に付ては。夫々修法有之候得共。是等は在俗の見聞に相障候事は有之間敷候。定て化益門之次第に付て御尋に候はん歟。是とて一途には難相定候得共。總て本宗は佛名專修と所詮に宗格と立候儀に候故。詮する所は同一に御座候。乍去中には名利と貪る不淨說法之類も有之候はん。此儀は宗制嚴禁に御座候。

一着服之品。法務に付絹布に無之ては。不相濟事に候哉。

右は着服之品。法務之節絹布に限り候儀は無之候得共。官許之上は着用致候。尤佛制違順之儀は粗別紙に

御答申候。

一宗門に於ては。如何様の仁より在家教導被爲致候哉。且俗書一卷も不解者にて。教導出來候譯有之候哉。右は檀林之學則法臈之階級を経て。一宗の法義貫練。兩脈相承及布薩傳授の上にて。教導許可致候得共。性質之賢愚有之。傳法之次第にて篤實堅固之者には。相許義も御座候。尤も少しも學解なき者は教導相許不申候。

一寺院に尼女同宿等之儀。本山より取締方如何。

右は王法佛法の制禁に候得共。從來宗門之條目にて。縱令雖爲實母止宿不相許候處。往往心得違之向有

之趣。取締方にも差響。苦慮此事に御座候。猶可及説論候。

一同斷法要之酒宴。且平常とても寺院にて酒宴等之義如何。碁將棋も同斷。

右は佛制にては禁酒勿論に候得共。律院教院の差別有之。律院は世縁と離れ堅禁に候。教院は世俗に隨ひ。貴族の應接檀越の施入等にて。相用る事も致來候。乍去殊更に宴と設くる義は無之筈に御座候。

巳の九月

同日本山より師の今回の功勞と賞せられ。報恩寺とば總本山の直末に編入し。且其旨と藩廳及本寺常念寺へ別紙

と以て通報せられけり。直末編入の證券左の如し。

證券

今般宗旨傳法之義ニ付。御國命被申請。春以來不厭老苦。御國制宗規合順之義。具辨解盡力之段。奇特之至被思召候。依之其寺義出格之御詮議ヲ以テ。御直末錄ニ記載可被遣候條。彌以正法興隆可爲寺門昌榮者也。

總本山七十三世

名譽大僧正御代役者

春長寺

福田寺

山役者

長州

福壽院

保徳院

報恩寺幽譽無關

(命復廳藩)

同年十二月二十八日山口に歸著し。直に藩廳へ出頭して。本山録所檀林等よりの復書を奉呈し。國命を奉復せられければ。藩廳に於ても痛く師の盡力を褒賞し。且其始終の手續書を差出すべき旨。内命ありければ。即ち編輯して出されける。其書五六編に及びしとぞ。是最初口達ありし藩簿に止めらるゝものなるべし。其艸稿第四編までは今猶存せり。

爾しより藩廳及兩國寺院へ周旋し。學場の位置、經費の支出、職員の配置等。百方協議を経て假に英雲公の御開設に係る常念佛堂(山口上宇野令)ありと以て學場となし。常念、善生、光明の三寺主。講學場都維の職に就き。師自ら教授の任を帯び。翌明治三年五月開講の式を擧げ。學衆四十餘名入學することになりぬ。斯く開講の式を擧るに至るまで。師の心身を勞せられし光景は。限りある筆紙の盡すべきにあらず。

開講の當初には學衆皆宗學初歩の雛僧なりければ。師自ら宗書を繙き。大意鈔、用意問答、名目圖等より教育の端緒と開かれけるが。六月下旬に到り。師は傳燈師拜請の爲。再

び東上せられければ。山光勝院俊徹和尚。師に代りて教授せらる。而して傳燈師下向の後に至ては。寮主現有上人と學場の都監に仰ぎ。傳燈師は三經合讚。都監は三卷七書。十八通。教授恢嶺上人は選擇集、決疑鈔、論註、四帖疏等の講筵絶ることなし。加之時々法問には。聖淨二門、正雜二行。正因本願、天下和順等の論題を提撕せられ。殊に天下和順の際の如きは。藩廳よりも吏員の臨席ありしほどにて。學衆は各滿腔の精神を勵し。審議討論せる容狀。實に口頭風を起し。舌端雲を飛すの勢ありて。これを見聞する者。いづれも宗門の一大盛事なりと賞嘆せぬはなかりし。又日々炊煙の勞、洒掃の勤は。學衆輪番に之を執り。小食齋食共に

確く法式に準む。又時ありては出て市街に分衛せしむ。其規律嚴整なるを感しけるにや。淨齋を供養するもの多かりけり。又入學の衆中。學資に乏しくして。在场すること能はざりければ。師自ら衣資を割てこれを扶助せられしもの間々ありし。

同年六月下旬より師は再び東上して。等譽大僧正御代理淨國寺貫主徹定上人。寮主現有上人。教授恢嶺上人等と聘し。又曾て傳道熱望の餘り。脱走東上せる學衆。十餘人を引卒して歸國せられける。師の此行。上には大僧正御代理の尊嚴なるあり。下には脱走學衆の自恣なるあり。師其中間に立ちて種々心志を碎かれし辛苦の程深く想像せられ

たり。

八月一日よりは。四十餘名の學衆丹誠と抽て。前加行と修しけるに。禮拜の威儀頗る嚴肅に。念佛の聲いと殊勝なりければ。聞く者みを未曾有の行法なりと感心せり。斯て前加行既に滿じければ。十一月十七日より接近なる元周慶寺の佛殿(今の善生寺の地)と以て道場となし。徹定上人と傳燈師として。四十餘名の學衆。無障礙に五重の相傳と承けたり。是實に本宗四百年來其例なきことにして。即ち師が累年盡力の結果にてぞありける。尋で翌年五月再び同處善生寺に於て傳燈道場を開き。前年の四十餘名は宗戒兩脈を傳へ。本年新入の學衆は五重と相承せり。於是防

長三州の内。四十餘名の能化と養成し。つれに住職者と缺
くの憂なきに至れり。師の素志はじめて達せしとや云ふ
べけれ。

師の宿願なりし學場設立傳燈執行の事も。現に實行せら
れければ。師は今後は少しく心と安んじて淨業と專修せ
んもの。と。ひそかに悦び居らる。折柄。適維新改革の際な
るを以て。佛法海裏亦一の維新あり。そは防長三州の如き。
從來萩常念寺、山口善生寺、馬關引接寺、岩國實相院の四觸
頭あり。各所屬寺院と率て自ら割據の狀勢となし。統理上
の不便少からざれば。師百方周旋して。終に一致協同せし
め。將來統治の便と謀られき。於是本山其器量と鑒識し。師

と以て防長全面の觸頭に任ぜられぬ。されば今日に至て
教會の組織及支校の設立等。甲是乙非の不和なき事。他府
縣に其たぐひ少なきも亦師の賜なり。

この時に方て。藩主護法の深慮より。少檀微祿にして。永世
獨立の見込なき寺院は。合併或は廢寺すべき旨達令を發
し。師及其他二三の人として。其調査員たらしめられしに。
頑愚の道俗に於ては。藩主護法の深意を知らず。これ廢佛
なり。これ毀釋なり。と。種々の事情を陳べて。其廢合を拒み。
苦情百出し。或は住職檀徒數人。師の宿所に強訴要願し。甚
しきは竹鎗を携へ。夜襲をぞ。唱へて。脅迫せるものある
に至り。殆んど師として血涙に染ましめたり。されども師

は所謂柔も食はず剛も亦吐ず。寺院の大小、資産の多少、位置の遠近等と斟酌し、一點の私意なく、其當を得られしは。人々其才に感せしと云ん。

同五年十一月また善生寺に於て第三回の傳燈執行ありけり。凡て開創より本年に至るまで。時に學衆の増減ありと雖も。法問講釋終始間斷をかりしに。本年各宗合併小教院、及附屬學校設立の事起るに及びて。學衆彼地へ移りければ。講學場は唯名のみと存するとはなりぬ。されば傳燈師等も歸東の途に就かれ。後明治七年十一月第四回の傳法は。當時師の住職寺なる報恩精舎を以て道場となし。傳燈師は縁山貫主温譽大宣上人御代理。幡隨院貫主孝譽

現有上人とぞ。拜請せられける。斯く前後四回の傳燈にて。百數十名の能化と輩出せり。方今他の大教會に於ては。教師教師補の人員。寺院の數に滿ず。爲に兼務又は缺職の寺院ありて。人法のため不幸少からざるも。吾山口大教會の如きは。教師補の數寺院に過ぐることも殆んど五十餘名。師檀ともに不自由と感ぜざるは。これ偏に師の賜なり。

明治三年十一月	四十八名
全 四年五月	未詳
全 五年十一月	未詳
全 七年十一月	百零一名

同年朝廷教部省と置かれ。教職撰擧、人才淘汰の事起り。即ち十一月十三日、師を以て教導職管事に任せらる。於是師は縣廳及他の管事に諮り。小教院と設置せらる。當時山口縣廳には權令中野梧一氏あり。真宗には香川葆晃氏ありて。與に此事に幹旋せられき。一日令公師を召して徐に問て曰「香川葆晃氏と同心協力して。能く縣内各宗の舊弊を一洗し。佛教の振起と計畫せらるべきや」と。師許諾して「固より願ふ所なり。命の如く心と同ふし力を協せて與に俱に計るべし」と申されければ。公曰「爾らば多小の資財を要すべし。金圓若干を扶助すべきか。土地家屋を給與せんか。師其一を擇ばれよ」と。師曰「金圓は散失し易くして功薄し。

願くば不動産と賜はらん」と。於是山口大附町にある舊藩國老毛利筑前氏の邸宅數百坪の地と建物外圍ともを。擧て各宗に寄附せらる。即ち今の附教校及開導教校是なり。世間に廢佛毀釋の浮説盛なる時に方り。令公の斯る厚遇ありたるは。舊藩主護法の志と繼れしものといへど。亦是佛門中師及香川氏の如き。能く大事を成し得べき龍象ありしによれり。果して爾らば師の遺澤は獨本宗のみならず。他の宗派も亦其恩波に浴するものと謂ふべし。

明治六年四月十八日中講義に補せられ。尋で山口縣淨土宗教導取締に任ぜらる。是皆權令中野氏の推薦に出しと

なん。されば師ますく老骨を勵し。各宗の取締諸氏と計り。小教院を昇して中教院となし。附屬學校を明導學舎と名けられし。斯て明導學舎は青年僧徒の教育場なれば。各宗の碩學及國學漢學の教師を聘し。總じては佛皇漢の學と教授し。別しては各宗専門の學科を修めしめられき。又中教院は神道及各宗教導職育英の處なるを以て。其公試業を受るもの日々十數名あり。縣官及神道各宗教導取締立會して之を行へり。されば師は出ては各宗僧侶の能試者となり。入ては本宗僧伽の教授となり。加之各宗の交誼縣官又は教部省及大教院派出員の接待等。百事繁多尺寸の閑暇もなく心志を盡されけり。

(話談門法)

されど師は綽々餘裕あるが如く。斯る錯雜の中と雖も。寅の上刻には必ず起きて。有志の人々に對し。法門を論談するを常とせられたり。其談話或は宗門の樞鍵を叩き。或は行者の用心を示して。大に吾等後進を饒益せらる。今其一二を擧げば。

或人平生心具念佛の行者。臨終に老耄し無記となりて終る者あり。此人往生の得否いかと問へるに。師答へ玉はく。此事三祖禪師の用意問答に決釋し玉へり。今其意によれば。まづ無記とは善惡の記すべきなきを云へば。其老耄にもせよ。他の病にもせよ。識用微劣にて善惡分別なくなりしと云ふなるべし。然るに其老耄といふも。形骸につき

て起りたる病にして。心識の上に邪惡の念を生ぜしには
 非ず。本願はもと彌陀如來の眞性を證り玉ひしより起れ
 る化用にして。衆生に心性を悟らしめんが爲のものなり。
 其安心なれば形骸に關はるべきものに非ず。さればたと
 ひ無記心の者なりとも。平生の念佛三心だに缺くるをな
 かりしならば。息風斷えて正しく命終する時は。來迎を得
 て往生を遂ぐべきなり。然るに臨終の際。もし五識現前の
 明了心位に於て。來迎等あるときは。外人も之を知り得る
 ことあれども。五識既に去りて獨頭の意識のみなるとき
 は。外人に於ては死者の如く之を見る。されど命終の者に
 ありては。此時來迎を感じ又善惡の相を見ることが多し。委

くは輯要を披けし。

又念佛の行者。時ありて慢心の起ると歎きて。其退治法を
 尋ねけるに。答へて「我長を擧んとして人の短を議し。己が
 才を恃んで他を輕しむる等は。極樂往生を願ふ者には不
 相應の行なり。用心して慎むべし。されど凡愚の悲しさは。
 即時に全く之を制止すること能はぬなり。若惡なりと知
 りて直に止むるの力あらば。本願に托せざるも出離すべし。
 其力をき凡愚は偏に本願の力に頼りて其邪惡をば轉ず
 るなり。されば至誠に念佛するものは。はじめにはその心
 付ざるも。光益虚しからず漸く自ら顧みるの念生すべし。
 故に祖語にも。安心決定して攝益を蒙る人は。欣慕以前の

我には似るべからず。我我を知るべし。豈人に尋ねんやといへり。悪を慎まんとするは用心にして。罪惡の者も助け玉へと頼むは安心なり。用心は食禁の如く。安心は服薬に似たり。食禁は毒を増さぬ爲なり。病の愈るは服薬にあり。慢心起ることあらば。いよく念佛すべし云々と示されたり。

又三心具足の實。何を以て見るべきやと尋ねけるに答へ玉ひて。これ他より見るべきに非ず。其の一是心裡とし外表に形はるれば。之を見るべしと雖も。今は既に安心なれば。外見より定むるに由なし。まして外虚内實の者もあることなれば。外表に於ては定め難からん。但し古徳も夜の

目覺の床の上。又は人の知らざる机の側等にて念佛せらるゝは。心具の證と知るべしといへり。關通上人の筆記に見たり。とかし之を以て他人に語れといふには非ず。たゞこれ等によりて自知すべきのみ。さればとてまた人前にて申さず。れと云ふにもあらず。既に時處諸縁を簡はずといへば。心だに違はずば。人の前にて唱ふとも。往生にまた何の疑あらんやと。

又師嘗て岡田甚右衛門(大津郡黃波戸浦の人)にて。一向宗の檀徒なりしが。師の大願寺に住せられし時。深く師に歸依し。密に日課念佛し。後には禁酒斷肉して精修し。終に大往生を遂げたりしが。酒肉をも斷ちて精修せる由を聞き

玉ひて送り遣はされける書翰あり。書中大に行者の用心
 となるべきと記しあれば。今要と撮て左に掲ぐ
 貴氏には近頃は酒肉も御用ひなされざる由。隨喜の至
 りに候。因果を信する方にては。一惡を去れば一地獄を
 滅する道理にて候得ば。最も慎むべきことに候。さりな
 がら心の一定し難きは。穢土の習ひ。凡夫の常なれば。酒
 肉の制禁も油斷ならず候。されば今後萬々一にも誤て
 此御愼み破れ候とも。往生いかにと御疑ひなざるまじ
 く候。素往生するとは本願念佛にありて。酒肉の禁不禁
 には關らず候。凡そ酒肉杯を愼むは用心門にして。但し
 出家の之を禁ずるは。別に佛の定め玉ひし戒法ある故

にて今とは格別に候。行者の心持なり。念佛するもの往
 生するは。安心門にして佛の本願なり。本願は虚しむら
 ざれば。念佛するもの往生せずといふことなし。古徳も
 念佛するは薬を服するが如く。惡業を愼むは毒忌のご
 としと仰せられて候得ば。用心門と安心門とを混雜せ
 ず。正見御守りにて御稱佛肝要に候云云
 又有人萬法唯識の趣を尋ねければ。師
 「ひとしなをどのれくおとろにてくるしむもあり
 たのしむもあり。
 されど其心なるものも。
 たつぬればそのお心にあらざるを。いかりよるとふと

とのかまじき。」

と示されし。

又維新の初め。或信者。世間騷擾して人々安き心もあらざるとかこちければ。師之を諭して。大師も生らば念佛の功つもり。死なば浄土へ参りなん。とてもかくても此身には。思ひわづらふ事ぞなき。と宣へば。なれのまげくべき事あらん。

世の中はよの中と見てともかくも。みたに任せし身こそ安けれ。

あみた佛と心の主となしぬれば。ざりきらひなき世にそありける。」

(敢勇想思)

と示されけり。

又或人師に問ひけるは。師が講學場以來の行爲を伺ふに百折不撓。勇爲敢行。金鐵も透し水火も避けぬ。所謂猪武者の風なるは。いかなる尊慮なりや。と。師莞爾として。予はすべて事を擧るの初。其善なるか悪なるか。扶宗となるや否や。と。深く思惟して。是善。是扶宗なりと決擇する時は。斷然其事に従ひ。假令八面攻撃を受るも。た進むありて退くを知らず。而して事の成否に至ては。因縁に任すのみ。所以に他見には猪武者とも見ゆべきなり。と答へられき。嗚呼師の意中光風霽月の如し。洒落たること此一語に知られたり。能く大事を成し遂られしも宜なり。

明治八年二月二十五日大講義に轉補せらる。是亦中野權令の特撰に出しといふ。同年七月十日師報恩寺を辭し。山口性乾院へ移轉せられける。時に報齡六十七。是亦師の扶宗の心より出し處置なり。其所由は從來本宗當路の中教院に事務を執るもの。皆其寺職を抛ちければ。内外の不便少からず。仍て今後は當路者として。該院に住職し宗務を執らしめなば。師檀不便の憂ひなくして。宗務の執行にも都合なるべく。且山口市内に於て他に本宗の寺院をければ。該院を興して全地布教の依處をも固めんが爲なりしとぞ。されば該院もとより無祿少檀の寒刹なりしも。師の住職せらるゝや。檀徒大

に奮起し。書院の再建。資財の積立。五重の相傳。月次の別行等。續々興起して。寺門大に一新せり。實に師は該院の中興とも謂ふべし。同年教部の省令に依り。神佛合併の大中教院を解き。各宗に大中教院を設置することゝなりければ。縣内一宗の興望を以て。師の在職なる性乾院を山口縣淨土宗中教院となし。翌明治九年一月三十日。師其院長に任せられ。爾來奮て院務に従事せらる。師斯く宗事に心を盡されしかば。全年七月三十一日刊行の明教新誌第三百二十三號。及び全年八月二十日刊行の全誌第三百三十三號に。左の二項を掲載せり。

山口縣下の浄土宗報恩寺前住伊藤無關氏は。元來解行
 優美の老宿にて。縣内僧侶の模範ともなるべき護法篤
 志の人なるが。別て這回増上寺再建の事などは。深く隨
 喜して同志と謀り。頻りに盡力せられ。感心なことだと
 同縣下の雪堂翁より報知(第三百二十三號)
 先頃三百二十三號の雜報に。伊藤無關師の訃事を申
 したりしが。御同人より

山口縣下の浄土宗報恩寺前住伊藤無關云云の報知
 は間違なり。雪堂翁となんいへる仁も。何處に居られ
 ますやら存じ申さず。無關も十有餘年。宗學校とやら
 何とやらにて。種々心配は致したやうなもの。もと

より無學無識なれば。成功などは毫もこれなく。只む
 かしの行掛りにて。六十八歳の今日も糊口の爲と云
 はれても無所論。蹉跎くして居るのみなり。然るに
 右様な名聲が世間へ出ては。耻おしくて生前人に對
 面が出来ませぬ。されば間違とか虚説で有たとかを
 して下さる様。合掌して頼み奉つり候。あしといふ名
 さへれそろし世の中は。只しのぶると道と心得ます
 らん。

明治九年八月十日

伊藤 無關

と仰せ越されましたが。師の道德は假令雪堂翁の報知
 なくも。數くね噂さを承たまはり。既に此程眞宗の赤

松教正も師の道德をかきと話し。歎賞せらるゝを親しく聞き。平常戀慕し奉る折から。今また右の御手書を得てます。欽羨に堪へかねます。間違ひれせよ虚説だと云へと仰せらるれども。虚説ならぬを何とて虚説だと申さるべき。枉て間違なりしとでも申しなば。師の徳行は全たあるべくも。我々の善を掩ひ人を欺く罪を如何せん。然れば己を得ずして御手書のまゝを此に掲載し。愚意を述べて。高論に酬ひ奉るなり。嗚呼我々が去年の七月以來明教新誌を編輯して。既に一周年に過ぎたれども。斯く名聲を悪み。耻かしくて人に對面ならぬとまで仰せらるゝ。御報知は實に初めて拜讀し。有難きと

限りもなく。覺はず涙を流しました。

青巒記(第三百三十三號)

嗚呼師の徳を隠し謙遜と旨とせらるゝこと。誰か之と仰がざらん。青巒居士の賛辭必しも過稱には非ざるべし。同年九月二十九日より別行道場と。萩青海光福寺に開き。化他五重と相承せられき。其別行の規約及前方便等。一に承譽法洲上人の教規を踐み。加法誠實に修行せられければ。其受者七十八名。踊躍歡喜して信根増進せざるはなかりし。是を師の化他五重相傳のはじめなりける。其時師は發起者(受者總代)某に。

これもまた家の傳へと思ひとめて。南無阿彌陀佛と續

けよや君。

と書して與へられし。

十月五日傳法既に畢りければ。入衆將來の信根培養の爲に。とて。棲心講と名くる一社を結び。其規則を定め。例月二回必ず集會念佛して。見佛聞法怠らざること。これをん定められけり。此際、時山某居士。外護者となりて種々この事に幹旋せしむば。師は左の一首を與へられけり。

御佛のひろき誓ひを身にうけて。むらなく契るきみか
いさをし。

爾後五重相傳ある毎に皆本講に加盟して。信行策勵するが爲。信徒の信根は倍堅固となれり。實に菽地宗門の勃興

は。師の老婆深切の賜なること。あまねく。諸人の知る所なり。

同年十二月十九日權少教正に昇補せらる。これ本年九月大教院派出員松濤舜成和尚來縣せられし時。師の學行を備へ。且扶宗熱心にして。百事整頓せると實見し。大に感歎して推舉せられしに。よるといふ。

明治十年九月總本山に於て全國の門末總代を招集し。山務百般の改正を行はる。事ありけるに。師は山口縣門末總代となりて登嶺し。其改正係に撰任せられしむば。法主大教正はじめ登嶺の總代諸氏と共に。大師の廟前に拜伏し。同心協力以て數百年來の積弊を矯正し。大師開宗の古

に復せんと盟誓せられたり。然るに既に其矯弊復古の議は決するも。大教院移轉等の事に關し。經費頗る多額にして。門末其負擔に堪へがたしとて。其實施に困みしむば。師慨然として。無關御請并見込と題し。意見書を呈出せられたり。其要領は。諸彦の衆議決するに似て。實施に困む。これも扶宗愛山の勇膽に乏しきが爲なり。抑吾曹無耕不織にして飽暖に安住するは。遠くは本師白毫の餘福に由ると雖も。近くは大師盛徳の遺澤なり。今や此宗源にして。この良議起る。是即大師の尊命なり。既に大師の命なり。苟も未徒たるもの。衣資を典しても之を支辨せざるべからず。吾山口縣の如きは予斷然之を御請すべし云云となりけり。

(重五所諸)

れば。其意見に勵まされ。遂に實施に著手するに一決せりとぞ。即ち議事完結の末。師を以て總本山庶務課長に任せられければ。師は一往歸國して。更に上京の構意をせらる。師本山課長就職のこと。誰いふとなく傳説しければ。菽地の信者。暫く其恩化に浴し難きと悲み。五重相承を請願しければ。師も其求法の懇志黙止がたく。忙裏に閑を偷みて。十月二十三日より靈巖寺と道場とし。新受六十七名。再傳若干名に對し。五重相傳執行せらる。而して今回の受者も。前年開設の棲心講へ加入せしめられし。因にその前後諸所に於て。五重相傳せられしことを記せ

は。明治十年六月。豊浦大乘寺に於て五重及圓頓戒。受者二百名。

全年全月。萩常念寺に於て五重。受者四十七名。

明治十一年十二月。全處俊光寺に於て五重。受者三十七名。

全年全月。宇部松月庵に於て五重。受者七十五名。

明治十四年三月。山口性乾院に於て五重。受者未詳。

明治十五年六月。萩報恩寺に於て五重。受者九十二名。然るに師は此時既に七十四歳にして。音聲も貫徹せざればとて。前方便の勸誡をば淨名寺領運和尚に囑せられし。これ師が最後の傳燈にてありしなり。

(職辭長課)

斯く前後數回五重の相傳ありしかば。其多數受者の中奇瑞靈證を感じて。往生せし者少からざりしが。今は繁を厭ひて之を載せず。

斯て五重結縁もすみければ。同年十一月再び上京して。本山庶務課長の職に就かれしに。利のある所害之に従ふは。免れ難き理にや。翌十一年に至り。山務の方針大に傾きしかば。師は其矯正に心を盡されしも。衆寡敵せざれば。未だ時機の至らざるを察し。同年五月。老體多病。旅窓の寒暑に堪へ難き旨を以て職を辭し。山口へぞ皈られける。

されども猶中教院に在て。院長及觸頭の職務を執りて力と宗事に盡し。傍ら講筵を開きて後進に教授し。又諸方の

請に應して在俗と攝化せられし。

又菽地に於て御廟洒掃講なるものと結び祖恩報謝の爲
に。とて。毎月若干の積金をなし。集めて以て大師本廟の洒
掃料に獻納せしめらる。此講今に相續して絶えず。師が祖
恩報謝の厚志至れり謂ふべし。

明治十二年四月菽地寺院青年の住職等の爲に。同地常念
寺と教場とし。宗書を繕き懇切に提唱せられたり。

同年師歳七十一。宗務も既に緒に就きし。おは。中教院長の
職を辭し。靜に念佛せばやと思はれけるに。適菽地の寺院
并に信者切に師の菽地へ幽栖せられんことを請ひけれ
ば。師も閑居の時至れるなりと。八月其職を辭し。同地の信

者時山某の別業なる。北古菽の閑室に幽栖せられき。され
ど淨業の餘暇。例月數回の教筵を開きて。白衣有信の信根
に培ひ。傍ら請に應じ論疏を披講して。後進僧侶の慧解に
明を加へられたり。又時ありては有縁の請を容れて。諸方
に赴化せられしが。中にも棲心講は。師の熱心擴張せられ
しものなれば。風雨寒暑を厭はず。毎月二回概ね親しく行
て攝化せられし。

師或時しづかに念佛しつつ。かの圓悟大師の聽立音叩心
則塵累每消滯情融朗の語を思ひ出で。

雲霧もとをふる聲に消はて。こゝろにすめる彌陀の
月影。

と詠じ。又ある時池中の浮萍を詠めて。

浮艸を見るたひ正に思ふおな。やめてわお身もさそは
るゝみと。

と口吟し玉へり。又佛道初學の人に対し。

八重葎しけれ道とふみわけて。わしの御山にのほれ
よや君。

いにしへもいまもおはらぬ月影と。あからめもすな人
の言葉に。

と示し。又徒弟某に。

心あらはとゝろして身ととさめよや。親のむたれしと
の法の道。

と垂示し玉へり。其他縁に歴れて詠せられし道歌三五と
記せば。

在朝市常念佛

さまくの世にましるとも心には。誓ひわすれず南無
阿彌陀佛。

市中の隠士

やま里も同じうき世の中なれば。南むあみた佛を隠れ
家にせよ。

有相即無相

となふればつとりしつみも南無あみたほとけの外に
一物もなし。

隨縁不變不二

すみれこる水のことろのれのつむらいろはおはるも
へたてなきおな。

露

花の色とえらはてうおふ白露はこゝろにそまぬ心を
るらん。

題しらす

過去しむおしと夢とする人のいまなす業をいかに見
るらん。

雲なくはそらにあらそふ風もあらし。四大和合そ迷ひ
るめにき。

わか影をうつす鏡に心とめ身のれとをひとたゝせ世
の人。

世をすてし身とはしらすやよと捨る。人をおなしと思
ふ愚かぞ。

秋ふおき霧のあなたやいかならん。山又山の見えわか
ぬ道。

述懐

法のためと思ひなせしも夢さめて。見れば浮世のすさ
ひなりけり。

吳竹のうきふししけき世の中と。杖とたのみて老の行
末。

(禮作靈亡)

こゝろには忍ふとすれとしのひ得ぬ。あさと心としのひ音になく。後の世をれもひ托せたる老の身のことろはつかし衣手の露。けれともて過ぎし報ひや秋の暮。此幽栖中。他の問に答へ示されし法話多かりしも。繁と厭ひて之と略しぬ。師嘗て報恩寺住職中。慶應二年夏某日。初夜勤行の後。本堂にて念佛し居られしに。偶一陣の涼風颯として肌を侵せしかば。惟しみて顧み玉へば。二十二三歳ともればしき男子。身に茶縞の服を着け。頭に浸せる髪を垂れて。頻に師と

(徵御影眞)

拜す。何者ぞと問ひ玉へば。予は今朝あやまりて河添川に溺死せし者なり。何卒予が爲に廻向し玉へと請ひければ。師直に佛前に詣り。懇に廻向せられたれば。禮を作して去りぬとぞ。是同日午前十時頃。同川に命果せし三井半之允の若黨勇男なるものなるべし。嗚呼師の盛徳幽冥に達せしにや。よく亡靈として影現せしむるに至れり。或時宮内省より。師の眞影を徵されしことありしかば。師は其命の重きを感じ。早々に寫影して奉呈せらる。これ師教正の職に在ると以てなり。師は素謙退遜讓と旨とせられければ。有縁の道俗染毫と請ふも。多くは古徳の法語を書して之と與へ自の意見は記されざる程なれば。影像を

後世に遺すことは最も厭ひ。時に撮影の事を願ふも許されざりしに。今回圖らずも宮内の省命に依て。寫し出さるゝことゝなりぬ。然るに其副影没後に遺りて。學仙翁寫影の標準となり。また現有教師の賛辭となるに至りしは。所謂隠れたるより顯はるゝはなき所爲にや。

師の忍耐不拔なる。扶護宗法の爲にとて。事務眞俗を兼ね。博覽内外に涉り。淨業の餘暇には。好んで書見せらるゝこと。壯者も及ばざるほどなりしが。遷化の前兩三年は。弗に内外の書典は手にだも觸れぬ。新聞雜誌に至るまで。悉く披見を廢せられし。或人之を諫めて。難解難了なる佛典の如きは。多少心慮を勞せらるゝ邊もあれば。御廢止も然る

べし。されど新聞雜誌に至りては。さまで心を痛むるにもあらず。まして坐ながら宇内の景況を知り得べきものなれば。淨業の餘暇に閱し玉ふは。閑居の御身には。よき友なるべし」と申しければ。師微笑して「公の諫言一往宜なれども。予か身に取っては。損多くして得少きを覺ふ。其ゆへは新聞雜誌等を讀めば。其説の是非曲直を批判せんとするの念發り。或は其記事の佛制に違背せるものを見れば。圖らず慷慨の心起り。畢竟妄念の誘引となるべければ。所謂見ざる聞ざる。言はざるがよしと思ひ。斷然之を廢止せりと語られしとぞ。師の道情に心を盡されしこと密なり」と謂ふべし。是即ち大師の一文不知の遺誓に契當し。又孔聖

の所謂。其智には及ぶべく。其愚には及ぶべからざるものにして。感歎するに餘りあり。希くは眞正の行者取て以て標準となさんことと。

明治十六年十二月十五日より三日の間。光福寺に於て棲心講。同十九日。常念寺に於て土居某氏の追善別行を修せられし。これ師が最後の遺教とはなりにける。翌二十日より病蓐に臥せられしが。これぞと名くべき病症もなく。いはゆる老病にして。面部及四肢等。少しく腫氣を帯びしのみにて。格別の病苦もなかりしかば。他見には未だ往詣樂邦の期とも見えざりし。しかれども師は自ら其起べからざるを知り玉ひしにや。臨終念佛を開闢し。

看侍の者として助音せしめ。高聲に念佛せらるること。晝夜數回なり。されども病勢はさしたる増減をかりし。同月二十六日。法眷堯海和尚。山口より來りて病を訪ひ。歸るに臨み別を告げられしに。師いづれ他日九品臺上に再會せんとの玉ひし故。和尚曰く。師もしさきに往生し玉はば。願くは擁護を垂れ玉へ。師之に答へて。往生は各自の心行にあれば。他の擁護を頼となさば。自ら念佛して往生を期せらるべしと示されき。實に願生行者の決心。かくあらまほしきこととにこそ。

同二十九日午後六時頃。光福寺念常和尚等病に侍せしに。師命じて。點燭燒香せしめ。端坐佛に向ひ。いと高らかに彌

陀身色如金山の文を誦し。しばらく念佛して後。西方に明相ありしと告げられたり。是師の業成の徴にやと貴とくぞ侍る。

明治十七年一月六日。法眷領運和尚遠く來て病を訪ひ其暇を請はるゝに臨み。師看侍をして承譽法洲上人傳來の鬱多羅僧一肩と出さしめ。自ら恭しく兩手に捧げ。法式に準じて之を讓與せられき。師從來承譽法洲元譽法道兩上人の御袈裟各一肩を護持せられしを。和尚豫て師の没後に其一肩を讓與し玉はんことを願ひ置かれしが。師は今回往生の時至れるを豫知し玉ひしゆ。此事に及びけるならん。和尚歡喜拜受して。謹て請へらく。既に法に準じ

て拜受しければ。もとより遺憾なけれども。猶望むらくは讓與の一書と賜らば。且は滅後の御形見に擬し。且は傳來の證券に供へんと。師乃ち紙筆を求め手書して。之を交附されし。

同日師の神氣尋常なりしが。午後七時頃。紙筆を命じ自ら毫を染めて。西圓寺長老諦道和尚へ没後の燒香とば倚賴し度旨を書し。同寺住職圓暢和尚へぞ遣はされける。同日午後九時頃。師看侍に語て。嗚呼美なる哉紺青色の薺花鮮かに咲き列れりと。いはれしゆ。看侍何處にやと問ひ奉れば。予が枕の頭なりと答へ玉ひぬ。須臾ありて。あれは薺花にはあらず。牡丹の如しとの玉へり。

同十時頃。師口稱の餘暇。徐に看待に示して曰く。世の人多くは美花に於ては佛前に供ふるも。なほ惜しき思ひをなす。汝等もめくかゝる思ひを起すべからず。この香花によりて。後には計るべからざる快樂の報を得ればなり。と。此示諭の語勢によりて想ふに。師はさきの薔花牡丹の感見に於て。幾多の愉快を感じ。平素所學の經論等に。香華供養の果報を明せると思ひ。斯は教示せられしものならんか。

同十一時頃。師欣然として曰く。嗚呼馨しき哉。もとより病床時々の焚香は怠りなかりしも。この時偶香煙絶てありければ。看待恠しみて。いかになる香氣にて侍るや。と伺

ひしに。これ沉香の熏するなるべし。予平常沉香を供養せしも。近來は鼻覺衰へて。少しも感じなかりしが。如何なる所以にや。頃日殊によく香氣を覺ゆるに至れり。と答へ。且示して。汝等必ず佛前の供香を惜むことなむ。供香の報にて神身を慰すること幾何なるや。と知るべからむ。と宣へり。

又しばらくして語て曰く。目前の中央に蓮華四五莖現はれたり。色は未だ分明ならざれども。其形菊花の如くにして。太さは尋常の傘の如し。さりながら。是は予が乗る所の蓮臺にはあらず。すべて從來の談話は。魔障の畏れあれば。決して他に語るべからず。と。誠めの正ばとも添へられき。

同十一日午前八時二十分頃。佛前に端坐して勤行せらる。其稱名凡そ二百遍許にして。復病床に臥されけり。斯ると度々なり。餘は之に準へて知るべし。

同九時頃。願行寺單道和尚來て病を訪はれければ。師其芳志と謝し。これ今生の訣別なりとて。十念を授けられける。

同九時三十分頃。看侍に紙筆を命じて。いと快げに出苦城の三大字を書せらる。これ何か心に感ぜられしことありし故ならん。之を問はざりしは。遺憾なりき。

同十二日。前夜より少しく腫氣を加へしも。神氣は依然爽快なりし。午前三時頃。師聲を放て「嗚呼奇なるか。其形百合根の如き白蓮華眼前に開きぬ」と宣ひし故。看侍その大

さと問ひしに。座右の火鉢(徑凡一尺二寸)を指して「其火鉢よりは少し大にして。四五莖あり」と答へらる。又同日午後九時頃。師白き荅の蓮華數莖生ひ出たり」と語らる。

同十三日午前三時頃。師感歎して曰く「嗚呼大なる哉佛光の徳。予昨夜十時頃。光明とねぼしきものを拜せり。しかし其佛體の烏瑟は未だ見奉らざりしも。報恩寺の本尊の如く拜せり。其様恰も山頂より旭日の照耀するが如く。來て吾身を照し玉へり。爾より病苦大に減じぬ。嗚呼大なる哉佛光の徳。これ併ら舊識諸氏の業滅回向となし玉へる利益なるべしと。是や實に觸光柔輒の現證なるべし。

この時看侍師の平素日課稱號の定數を伺ひければ。師答

一玉はく予が日課は甚だ少數にして凡一萬遍なり。或時は三萬稱のこともありし。又朝夕の勤行と日課の中に加へしこともありしが。近來に至りては。勤行の念佛はその數と算せず。日課以外のものとなせり。所詮數は佛の知らしめずべしと。師の單直仰信なること。此一語にて知られけり。其業成の速むなりしも理なれ。心あらん人。この數は佛の知らしめずべしの一語。深く翫味すべし。

同四時頃。法弟立眞。其住職せる大福寺に。本尊の外更に相好圓滿し玉へる大佛在しけるが。現今の本尊とは彼大佛の胎中佛となし。而して其大佛を本尊に安置し奉らばやとの存念にて。其可否を師に伺ひければ。師答へて「胎中佛

となさば可なり。そのゆへは縁に隨て分身化益し玉ひしも。本來一佛なれば。其緣盡るときは。本身に復して濟度し玉ふの理なり」とぞ示されける。

此日豊浦郡栗野村より。智周智海(昌泉寺弟子)の兩尼。遙に來て病を伺ひければ。師訣別の十念なりとて授けられき。

同十四日午前二時。師語て曰く「唯今報恩寺の本尊を拜み奉りぬ。されども朦々として分明ならざりし」と。

同八時頃又語て曰く「只今元譽尊師來現し玉へり。其様新に除髪を召されたる體なりし」と。

同十時頃侍者を遣はして。報恩寺の本尊前へ獻香せられけり。これさきに來現し玉ひし御禮なりしか。はた本日棲

心講開筵の日なる故にや。其意知りがたし。
 此日午前より病容何となく衰弱の體に見ゆ。午後
 至り果して食量も大に減じ。醫師も亦其危篤を告げけり。
 同十五日午後三時頃。栗野村西島氏の老母。遠く來訪しけ
 れば。看待これと師に告げ奉りしに。師は之を聞き流し。そ
 れよりは天童子々々」とて。眼を空中に注ぎ。皆々念佛せ
 よ」とその玉ひける。是れ定めて空中に天童子の出現
 せしなるべし。斯る處へ老母既に推參しければ。師乃ち十
 念を授け。尋てまた頻に念佛せらる。
 同十六日病容稍快かりし。午前五時頃。專願寺學隨和尚よ
 り。

彼姪房酒肆の爲の如きは。不淨ながらも。往生の念あれ
 ば。疑ふに足らずと雖も。近世往生傳等に。往生の念なき
 も。食物の欲しさに念佛せしもの(紀州の久太郎の如き)
 の往生せし趣と記しあれど。是等は如何して三心を具
 し侍るや。御教示と請ふ。
 と問ひ越されしに對して。

食物を貪る爲なるも。極樂と貪境とせば。三心も具しぬ
 べし。此界の食物を貪りて。三心を具する義はあるべか
 らずと。小子は心得侍るなり。
 と答書を記し遣はさる。

此日西島老母また來謁しければ。師即ち左の口號一首と

(示指師導)

書して與へられけり。
 めくり來て聞き得し法の船に今苦しき海と渡る此岸。
 同二十一日午後七時頃。諦道和尚來謁して。去る十日師より倚頼せられし焼香の事を辭せられしかば。看侍の者。没後の焼香何人に托すべきやと伺ひければ。元譽尊師の御寫真を以て導師となし。法眷集會して焼香すべき旨示されき。

(誠垂)

同二十二日。昌泉寺立郷及不肖へ對し。行爲を慎み僧道と全ふすべき旨。懇篤に垂誠せられたり。

同二十三日より二月四日までは。師の病容多少の快否ありしかど。さしたる異状をかりしも。翌五日に至り。大に衰

(見感佛大)

弱の體を示されけり。

同六日午前十時頃。時山貞仰(義稱居士の内室)訪ひ來て。昨夜義稱師の紫衣を被着して。永訣に來り玉ひしと夢みしが。師に於て何か異常は在さかりしやと伺ひければ。予は今曉本尊の殊に大身なるを拜せり。それより病苦また一層減じぬ。其他に於ては異なることなしと告げられし。師淨土の依正(しやうじやう)と感せられしこと。前後十餘回に及べり。盛なりと謂ふべし。是れ即ち平素單直仰信の所感にして。古人の「つゝめども人の心のよしあしは。終の時にあらはれそする」と詠せしものならん。
 爾後病苦とてはさしたることなかりしが。日を追ふて

(寂遷)

漸次衰弱し。同十一日に至り。終に遷寂し玉へり。此日寒氣殊に烈しく。肌を劈くばかりなりしも。師は西邁の期至れるを知り玉ひしゆゑにや。午前五時頃より。斯る寒威をも冒し。凡一炷許端坐高聲念佛せらる。かくて平臥し玉ふると須臾にして。再び起き。良久しく高聲に念佛してまた臥し玉へり。此起臥の間寒威甚だつよかりしも。師はなほ聲を震はしつゝ。稱名霎時も止まざりし。されど第二の平臥よりは氣息や。麓きやう見はしに。その漸く微なるも。泰然として寂滅に歸し玉ひぬ。實に明治十七年二月十一日(陰曆正月十五日)午前七時にてありき。報齡七十六夏臘六十八。立蓮社幽譽聽阿察音無關と號す。歸依の道俗

(況狀後沒)

其依據を失ひ。歎惜の涙、席を沾しけり。

斯て同日及翌十二日は。一同遺骸を守りて念佛せしに。生前受化の道俗。袖と連れ踵と接で。遠近より子來する者。數と知らざりし。皆在世の厚恩と思ひ。終焉の奇瑞を聞き涙と共に念佛せり。十三日は不肖が在職せる常念寺へ遺骸を移しけるに。道俗扈從し來り。其夜も通徹して念佛を勤修せり。

(式葬)

同十四日午後三時。常念寺に於て。師の遺命を奉じ。元譽法道上人の眞影を以て導師となし。遠近隨喜の寺院及法眷遺弟信者等集會して。懇懃に葬儀を修めける。此日結緣燒香に參詣せし老若男女。本殿の内外に充滿し。立錫の地だ

に餘さざりし。式畢て遺骸と報恩寺に送り。師の豫て指定せられし地に埋葬し奉りぬ。此際送葬の信徒は簇々として商賈の市に歸するが如く。念佛の音響は洋々として暮潮の濱に寄するに似たり。斯て集會の道俗は日月の西山に没し。また燈火の闇夜に滅せるが如く。茫然として涙と共に解散しけり。

(夢感)

師往生の前後にあたり。靈夢と感ぜし者尠からざりし。今其一二を擧ぐべし。

村田某なる一信女。一月十二日(即陰曆十六年十二月十五日)にして。師の往生は陰曆正月十五日(なり)の夜。師の聖衆に引接せられ。西を指して去り玉へると夢みること。兩

度なりしとぞ。

又金山隆阿氏は。二月七日の夜。夢に厚狹郡柵井村字塚と云へる所に行き。其頃同村淨名寺に寄寓し居られたり。大洪水にて田野一面海の如く漲りしが。師紫衣を着して。其水上を歩行せらるゝに。衣の裾毫も濕はざりしと見られし。

又法眷領運和尚は。二月十一日の夜(此時和尚は未だ師の遷寂を知られざりし)。夢に師の寄寓し玉へる小庵を訪はれしに。師はたましく爐に倚りて書見し玉へり。和尚未だ一言の會釋もなきに師先だちて「公の來り玉へること好矣。是れ至極肝要の文なり。請ふ一覽し玉へ」とて。其書を披

き示さる。和尚も實に肝要の文なりと思ひながら讀みしに。覺て後其文は忘失せしも。確に白毫の圖ありしを覺に居られたりと。仍て圓夢するに。師康存の日常に攝取護念の光益こそ。本願念佛の利益を徴すべき現證なれと歎ぜられし。今其事の思ひ合されていと崇とくぞ侍る。師の没後に。平素所持し玉ひし書籍の中より。左の述懷と書せられし一紙出でにけり。

予九歳にして剃髮し。今歳七十に至る。初年より僧の形となりて。僧の眞似はなしたれども。僧の心はなく。只虚假心相にて。日月を送迎し。偶善心の起りしも。歴縁對境にして。心に貫きし事はなく。終焉の事も思ひ出さず。十

二三年このかた法の爲と思ひしも。只宗旨の名聞と思ふのみにて。出離の爲とまでは思ひ入れざりし。實に悔しき老の窮りなり。

七十年をいかに過しと人間は。なれとこれとさして答へん。

昏るゝ年を惜しとも今は思はねと。たゞれそろしき後の身のうへ。

甘く本願に托するの故實は。偏にわか機と出離の縁なきものと信するにあり。されば導師は自身現是罪惡生死凡夫と釋し。空祖は十惡の法然房愚痴の法然房と宣へり。斯く兩祖とも。本願を信するに方りては。毫も己が力を頼み

玉はさりき。今師の僧の眞似はなしたれども。僧の心はなし等と云はれしは。これ信機の髓を得玉ひし言なりと謂ふべし。其終焉に至りて。夥多の靈瑞と感得せられしも。其所以ならん。仰ぐべし信ずべし。南無阿彌陀佛。

師康存の時。一日時山義稱居士と招きて。予常に菽地に於て。元譽尊師の廟塔と造立し。永く師恩を忘れざるの紀念に備へんと思ひしも。十餘年來宗事奔走の爲。遂に宿志と果さず。遺憾此事なり。希くは予が没後。尊師の寶骨を迎へ。予が墳墓に合葬し。報恩寺本門の側なる金銅大佛の遺跡へ造立せられんことと。懇に遺囑せられしは。居士許諾して。尊慮と安んじ給へ。必ず命の如くその事を果し奉

るべしと快く申されし。是に至て居士師の遺命と奉じて。發起者となり。道俗喜捨の淨財を得て。壯麗なる寶塔と造立し。上には宗祖大師眞筆の名號を彫り。中には蓮臺と穿ちて元譽上人の遺骨と納め。下には元譽上人の嘉號と刻み。其他燈籠花瓶香器等に至るまで完備し。以て遺囑に酬む。加之常時の洒掃人。年分の燈油とも備へ置かれけり。

去るもの。日に疎こまきは。人情の常なるに。師受化の道俗に於ては。日を追て倍た在世の化風と慕ひ。彌い受化の芳恩と忘れずして。毎年の正忌には。七晝夜の別行を修し。以て報恩の萬一に擬せんと。衆議立どころに一決し。乃ち其經費に充つべき資本と備へんとて。俊光寺瑞運和尚梅藏院心順

和尚を始め。時山、御手洗、世良等の居士。發起者となり。此事と唱へしに。遺弟法眷は言ふまでもなく。講學場傳燈の僧侶、五重傳受の男女等。在世受化の道俗。多少の淨財を抛ちければ。日ならずして成就せり。

京都百萬遍知恩寺貫主孝譽現有上人は。嘗て講學場都監。又は傳燈師として。ながく當國に留錫し。能く師の思想行履を認識し玉ひしゆへにや。遙に此舉を聞き。金數十圓を寄贈して其隨喜を表し玉へり。

既に隴を得て又蜀を望むは。世人の常情なれば。師の化益を受けし道俗に於ても。廟塔の建立及追善の別行を以て。未だ足れりとせず。師の眞影を安置して。不忘師恩の記念

(寫拜影眞)

に擬せんものとして。曾て宮内省へ奉呈せられし寫眞の副影を索め。遙に東京に在留せる學僂翁に依頼して。眞影を寫さしめ。且現有上人に其贊辭をぞ願ひける。其贊文は卷首に掲げたり。

嗚呼師生前の徳高く行篤きにあらざれば。上人の碩贊、信徒の景慕。焉んぞ能くかくの如くならんや。

附言

不肖赫春、幽譽尊師の膝下に隨侍せる。慶應二年より明治八年に至り、星霜と經ること長からず。且當時師は宗事に奔走して、多くは東西兩京及山口に在し。赫春は本刹に在て、唯其虚位を守るのみ。是を以て其行履を詳にせず。法兄正道は師報恩寺住職の始より隨侍し。法弟玄眞は中教院開設以後臨末まで常隨せるを以て、二子粗師の終始を知れり。故に三人相會せば、師が生涯の行履之を詳知するを得ずと雖も、其梗概の如きは、之を得る必しも難からず。然るに法兄は病痾に罹りて、其身の自由を得ず。法弟は東京にありて學務に従事し、歸省するを得ず。されど師の七廻

忌辰はずでに數旬に迫りぬ。嗟呼進で師の行實を編輯せんか。行履未だ詳ならむ。退て兄弟會合の期を待んか。師恩を蔑如するの畏あり。左思右惟惑へること久し。然りと雖も斷然以爲らく。兄弟集會の期を待て。師の忌辰をあやまたんよりは。寧不完全なりとも。わが見聞せる儘を筆記して。涯分の報恩に擬せんには如かじと。乃ち其事實を蒐集し。而して法眷淨名寺領運上人の贊助を得て。遂に此稿を起艸するに至る。見ん人幸にこれと諒せよ。

明治二十二年十二月

不肖赫春誌るす

書幽譽先師傳後

嗚呼吾幽譽先師ノ傳ハ、法兄赫春實ニ焉レヲ誌ス。不肖其敢テ厥徳ヲ稱道セズ。然レドモ竊カニ長養教育ノ鴻恩ヲ顧ヘバ、天空シク高ク地空シク廣シク矣。之レガ徳ニ報ゼント欲スルトモ幾フベカラザルナリ。惟夫誠心誠意以テ死ニ事フル生ニ於ケルガ若クニシテ而シテ後其志ヲ萬一ニ期セン乎哉。其也幼ニシテ先師ニ從ヒ、且暮教ヲ承ケ、惑ヲ解キ、道ヲ傳ヘ、恩被スルコト殆ンド十年。陋劣一事ノ成ルナキモ亦聊カ今日アルヲ致ス。回顧スレバ其初メテ師ニ從フヤ、師、觀無量壽經、四帖疏、及ヒ選擇集ヲ執リ示シテ曰ク、

觀無量壽經ハ善導大師有縁ノ經ニシテ實ニ是レ淨土
門立宗ノ典據ナリ。四帖疏ハ觀經ヲ見ルノ指南ニシテ
元祖ノ宗門ヲ開キ宗義ヲ定ムル一ニ此疏ニ據リ玉フ。
而シテ選擇集ニハ宗祖ノ本旨立宗ノ要領具サニ説テ
炳然タリ。故ニ先ツ此三書ヲ授ク。然ルニ經文ハ其言簡
而義幽且ツ其益ヲ施スコト太タ廣シ矣。故ニ凡眼小智
動モスレバ輒チ其本意ヲ失フ。是レ古今祖師ノ指南ニ
依テ經旨ヲ定ムル所以ナリ。爾須ラク此旨ヲ體シ以テ
宗義ヲ學ブベシ

ト。當時^具口猶乳臭智未ダ菽麥ヲ辨ゼズ。而シテ師ノ經疏
ヲ授クル儼然序ヲ整ヘ敢テ兒童ヲ以テ其次ヲ濫サズ且

ツ教フルニ修學ノ指針ヲ以テスル至ラザル無シ。法ヲ重
ンジ道ヲ尊ブ篤キニアラズンバ焉ンゾ能ク此ノ如クナ
ランヤ。其後^具傳燈附法ノタメ宗嶺ニ上ラントスルトキ
師又一篇ノ書ヲ授ケ以テ意馬ヲ制シ正路ニ向ハシム。其
文ニ曰ク

惠中禪伯の驢鞍橋に云。或僧に示して曰く我も悟りな
どといふ事としらず。其方達も左様の事を求めずとも
人間に生を得出家となりたる功德には何卒して餓鬼
道を免るべし。今時の出家を見るに餓鬼心甚だ深し。先
づ小僧より智者の名を貪り人に勝れん事を思ふ智欲
餓鬼あり。其後に至れば江湖頭餓鬼轉衣餓鬼寺餓鬼法

四
幢餓鬼、隱居餓鬼あり。此念を本として、あらゆる餓鬼心
を造り出し、片時も安き事なく、一生空しく餓鬼の苦に
逼られ、未來永劫亦此念に引れて三惡道に墮すべき類
ばかりなり。必ず用心して餓鬼道を免れぬされよ。又人
に娑婆を授らるゝことなむ。或は汝を長老になさん
といひ、或はよき徧參僧なり、學文を休むるは惜きこと
云ひ、兎角其方に身上を持せん杯といふは、皆是れ娑婆
を授くる人なり。今時娑婆を奪ふ者一人もなく、みな名
利を授くる人ばかりなり。能々用心して娑婆を授けら
るゝことなむ。予此書を所持すること久しと雖も、未だ深く意を注め

て見ざりしが、頃日偶々披閱するに、及び所感妙ならず。
予も今年七十歳の初冬に至り、從來爲宗爲法と心得て
なせしことを顧るに、悉く娑婆界中の渡世にして、迷中
徒らに迷を尋ね、千辛萬苦空しく三途の業因を貪りし
ばかりなり。彼の禪師の如き、眞個に佛法の實地を踐め
るものと謂ふべし。彼れ禪を以て宗とすれども、其宗我
なきこと、末法成佛決斷章を閲しても、知ることを得べ
し。驢鞍橋の警語頗る旨あり。今爾が登嶺するに方り、抄
寫してこれを與ふ。勉旃。
流れには花も紅葉もありぬ。たゞめおれせてく
めよ吉水。

吉水のきよき水上くみ得てそ。老ぬ衣もすゝきてよ
君。百千の人の恵みにもくふ身は。うき世の中と思ひ忍
へよ。

明治十一年冬十月

無 關 老 衲

立 眞 學 子

此教誨ヲ被ムリ聊カ感奮スル所ナキニアラズト雖ド
モ朝三暮四惡ンゾ能ク久キヲ持セン。爾來行フ所師命ニ
順ハザルニアラザレバ則チ禪伯ノ罪人タルモノ多シ矣。
然レドモ師猶眞ガ不肖ヲ棄テズ、孜孜トシテ導キ、諄々ト
シテ教ユル、猶慈母之赤子ニ於ケルガ如ク然リ。加之師復

タ終焉ニ先ダツ數日、親シク眞ヲ床下ニ召キ苦口ニ告ゲ
テ曰ハク、

離縛得脫之法多シト雖モ、五乘齊入之道ハ唯淨土之一
門ノミ。布法傳道之術、妙カラズト雖モ、所詮念佛弘通之
一途ニ歸ス。然レドモ道獨リ存セズ、必ス人ニ由ル。而シ
テ諸レヲ己ニ行フニアラザレバ人ニ勸ムルニ由ナシ。
子請フ此意ヲ領セヨ。四海八荒皆念佛、四海八荒皆念佛
ト。遺命甚タ大ニ固ヨリ企及スル能ハズト雖モ、四海八
荒連呼之音ハ、今猶眞ガ耳底ニ存シ、時々胸懷ニ往來シテ
頗ル今昔ノ感ニ耐ヘズ。嗚呼師ノ教ヘテ倦マザル、最終ニ
迄ビ猶且ツ傳道之要ト躬行之急トヲ以テスル其懇篤一

ニ斯ニ至ル哉。嗟乎師之恩巍々山ヨリ高ク蒼々海ヨリ深シ。身ヲ碎キ骨ヲ粉ニスルモ奚ンゾ能ク報フコトヲ得ン。然リ而シテ區々拳々之忠未ダ曾テ献ズルアラズ而シテ師ヤ既ニ逝ケリ矣。語ニ曰ハク樹靜カナラント欲シテ風止マズ子養ハント欲シテ親在ラズト。其ヤ癡大リト雖モ師没シテ後風木之憾切ニ發リ景慕之情禁シ難ク朝ニハ仰テ厥像ヲ拜シ夕ニハ俯シテ厥靈ヲ祭ラザルハ大シ。且ツ其竊カニ以爲ラク同門之中其最モ多ク師ノ机邊ヲ瀆シ其德ヲ辱シメ而シテ既ニ面タリ歎々之愚ヲ効シ其罪ヲ謝スルヲ得ズ。寧口師七周ノ諱辰ヲ期シ師ノ傳ヲ纂輯シ以テ其名ノ没セザルヲ庶幾セント。乃チ敢テ微力ヲ揮

ヒ此ニ事ニ從ハントス。會マ塵務アリ避クベカラズ且ツ遠ク笈ヲ東山ニ負ヒ尋テ芝峰ニ遊ビ以テ素志ヲ果スヲ得ズ荏苒七辰ヲ經ルニ至ル。實ニ巳ムヲ得ザルニ出ヅルト雖モ豈慙覲タルナキヲ得ンヤ。然ルニ吾赫春兄郷里ニ在リ師没シテ已來力メテ其行履ヲ探聞研覈シ能ク其記事ヲ審詳ニシ而シテ還西主運公之力ヲ藉リ編纂頓ニ功ヲ告グ。曩日其一本ヲ贈リ一校閱ノ後之ヲ印刷ニ付センコトヲ屬ス。乃チ欣然繙テ之ヲ讀メバ師一代之行業大ナルモノ著ナルモノ悉ク擧ゲテ漏サズ。加之師生平之氣節亦自ラ行文之間ニ見ハレ一讀宛然師ノ法顔ニ接スルガ如シ。其深く運公春兄ノ勞ヲ謝ス。然レモ今ヨリシテ之ヲ

看レバ其紀事或ハ過大過盛ニ失スルガ如キモノアリ蓋
シ是レ其時ノ異ナルニ由ル耳。嗚呼幽譽先師ノ傳成レリ
矣。師之名以テ不朽ニ傳ヘ師之德以テ萬世ニ輝クベシ。其
等亦師之言ニ則トリ師之志ヲ繼ガハ庶幾クハ以テ報恩
之誠ヲ竭スヲ得ン歟。爰ニ聊カ蕪辭ヲ陳シ謹テ景慕之微
意ヲ表スト云爾。

明治二十三年十月先師示寂ノ日東京芝峰學窓ノ下
ニ書ス
遺弟 立 眞

明治廿三年十一月十七日印刷
明治廿三年十一月廿九日出版

(非賣品)

山口縣士族
著作兼發行者 西村 赫 春

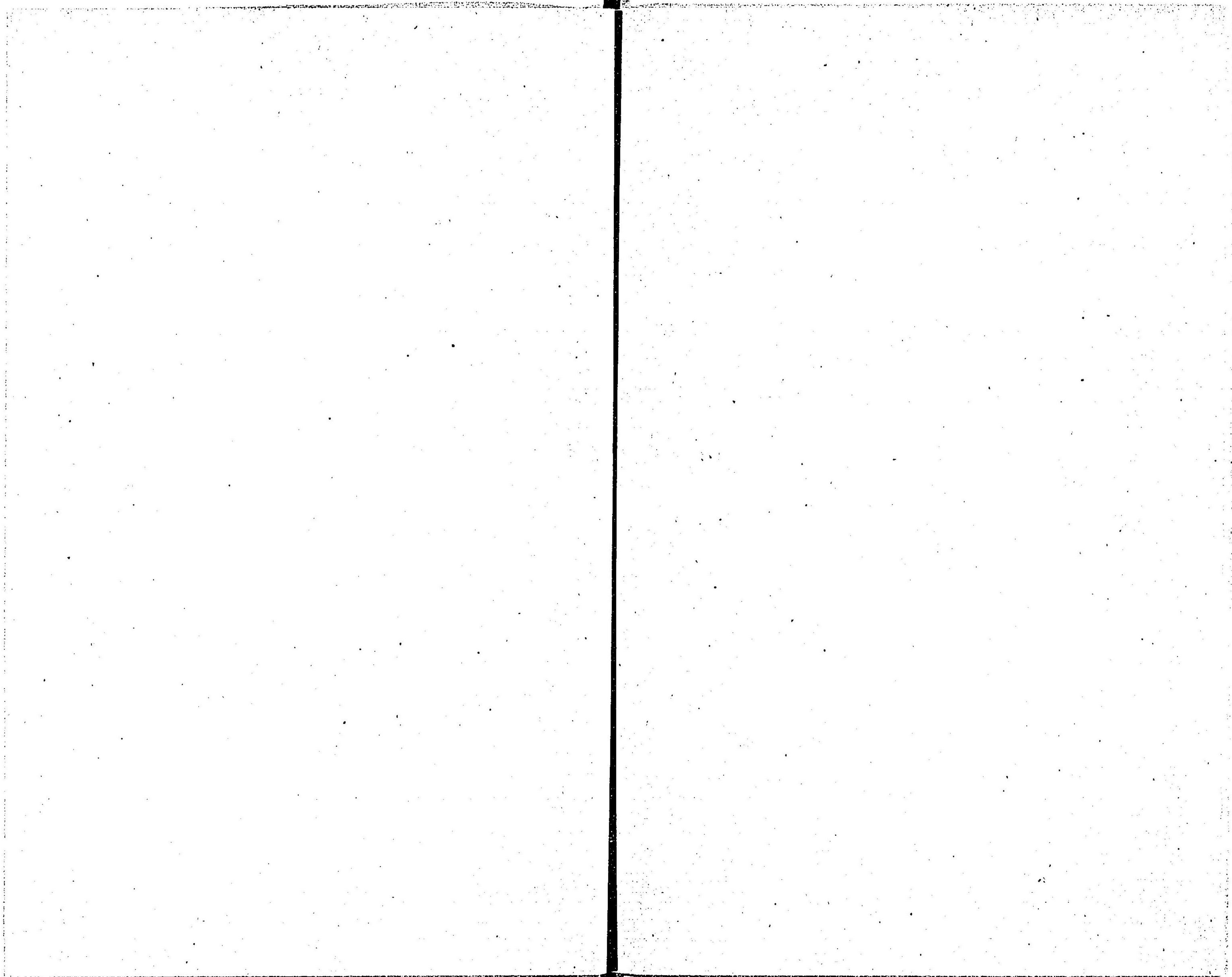
山口縣長門國阿武郡萩町
大字濱崎新町第三番地

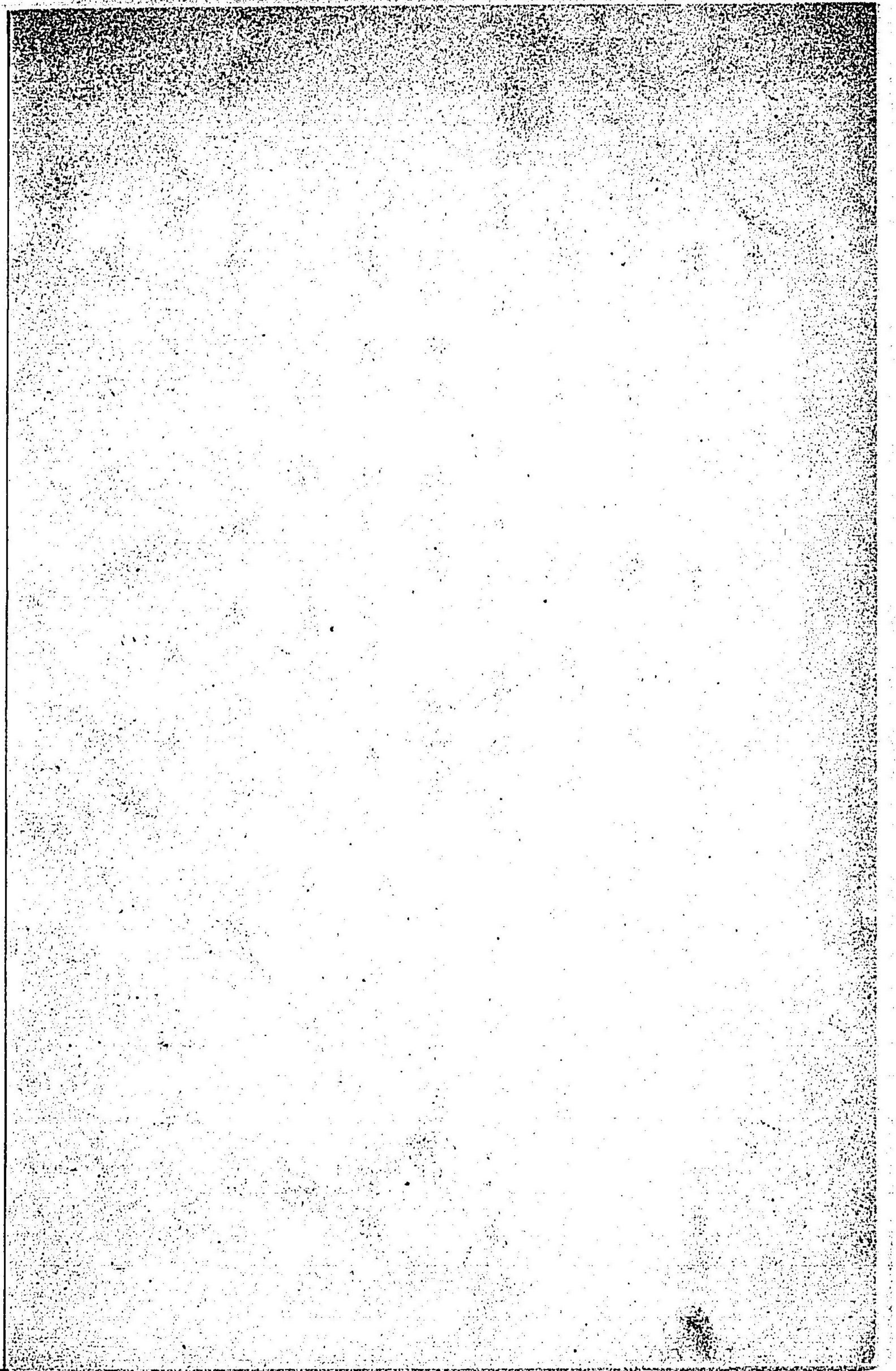
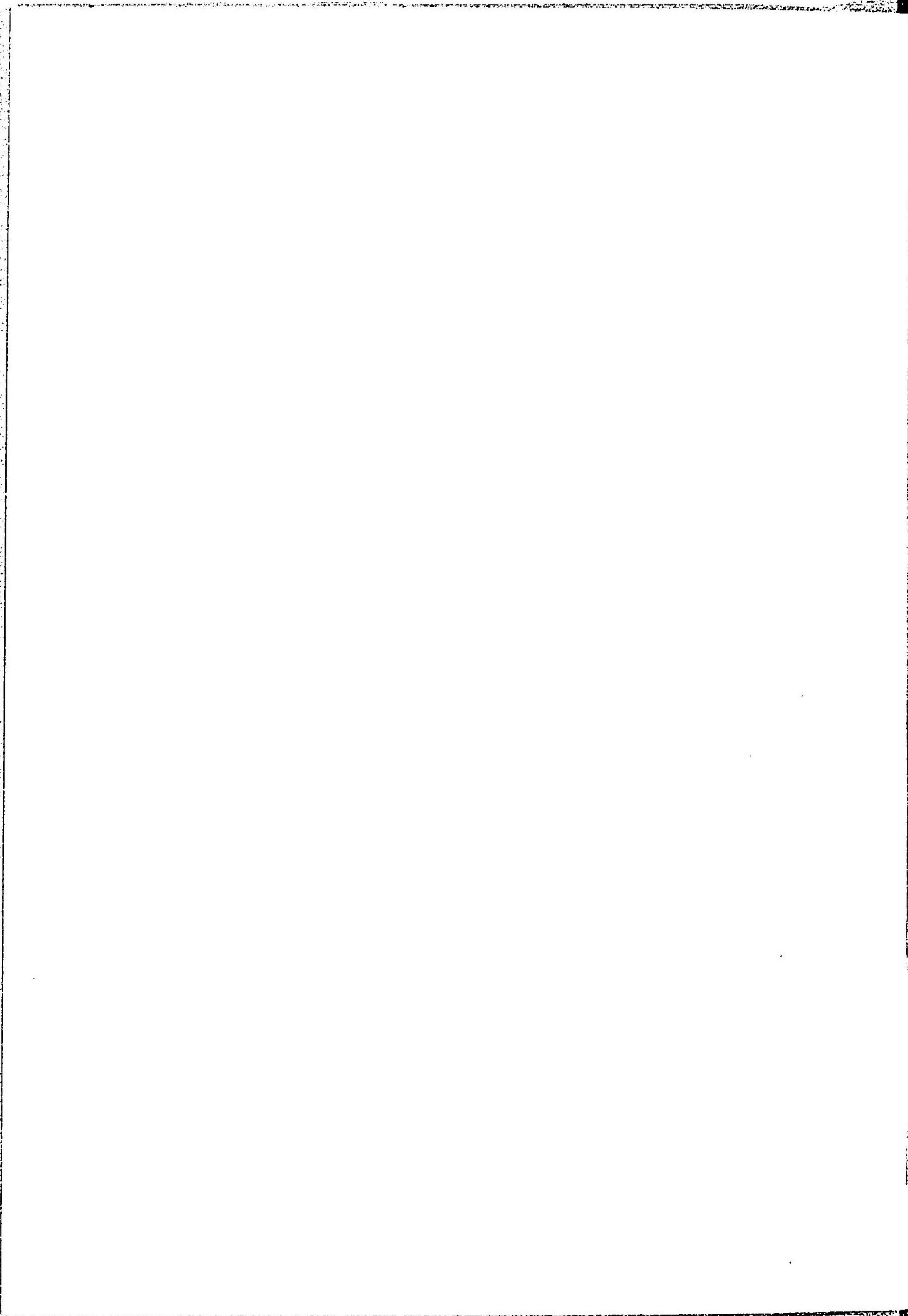
印刷者 島 連 太郎

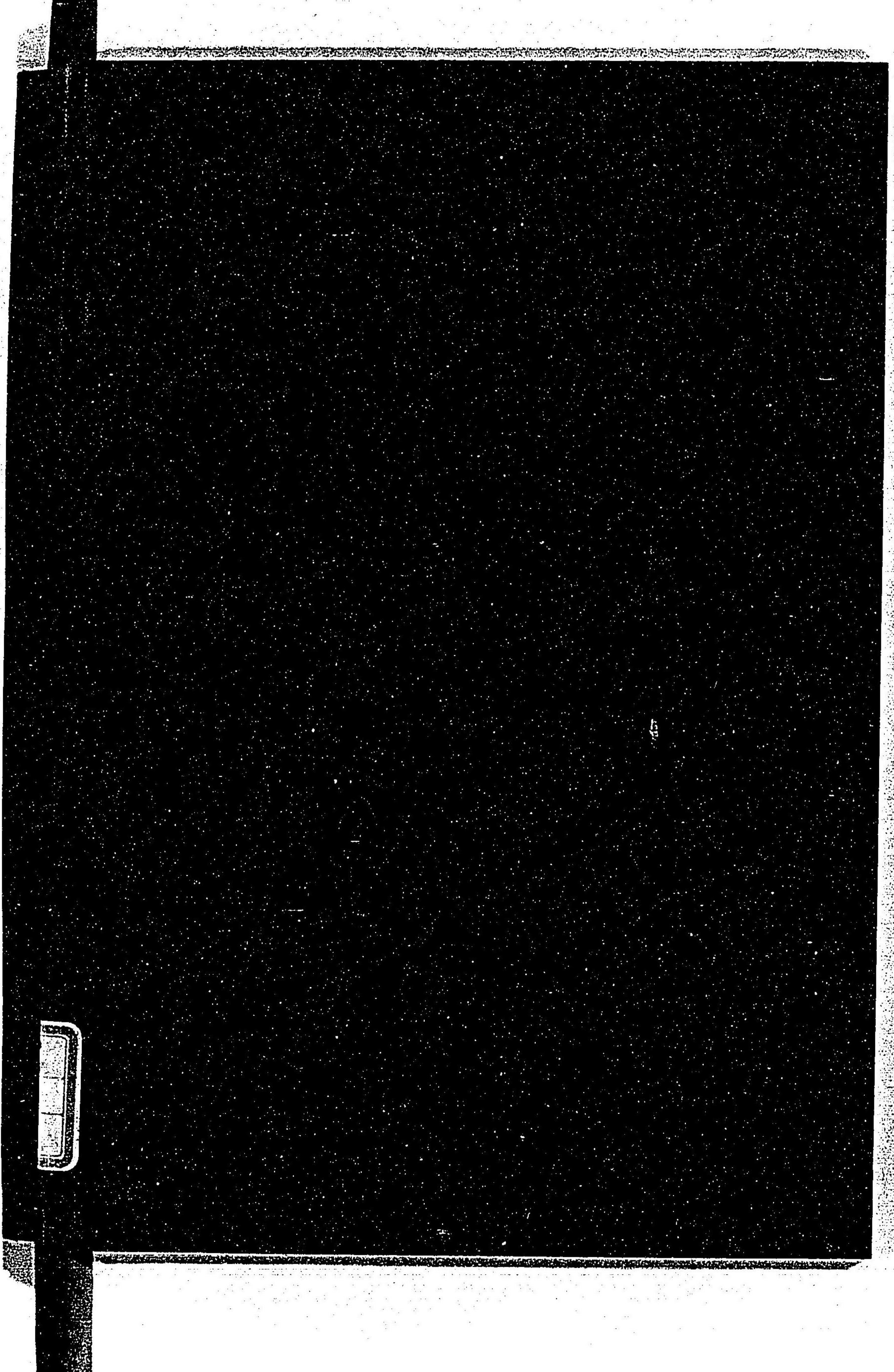
東京市西紺屋町廿六番地

印刷所 秀 英 舎

東京市西紺屋町廿六七番地







無関老師行業記
国立国会図書館

特18
656

019853-000-8

T18-656

無関老師行業記

西村 赫春 / 著

M23.11

ABG-0684

